



○松島委員 今、全体の性格づけをお伺いいたしましたが、これまで会社更生法の申し立ての件数はどのように推移しておられるんでしょうか。

そして、今回の改正で手続の開始要件を緩和するということになつておりますけれども、これまで申し立てから手続の開始まで平均どれくらいの期間がかかつたのか。平均と、それから、最も多いケースは何ヵ月ぐらいのところにグラフの分布図が来るか、それについてお答えいただきたいと思います。

○千葉最高裁判所長官代理者 会社更生事件の申し立て件数でございますが、会社更生法が大幅に改正されました昭和四十二年以降、四十八年まで四十件から百件の間を推移しておりました。その後、第一次オイルショック後の昭和四十九年から五十二年にかけては百二十件ないし百四十件と大変高い件数を記録しております。その後減少に転じ、昭和六十二年ごろから平成三年ごろのいわゆるバブル期には二十件に満たない件数になつております。その後は増加に転じまして三十件から四十件程度、平成六年と八年には二十件に満たない件数になりました。平成九年からは再び増加に転じまして、平成十年は八十八件の申し立て、これは最近のピークでございます。それ以降は二十件台、四十件台で動きまして、本年になりましてからは件数は著しく増加をいたしました。ことしの九月までに八十六件の申し立てというところでござります。

それから、処理期間でございますけれども、私の手元にございますのは平均的な処理期間のデータしかございませんが、昨年の七月現在、全国に係属しております会社更生事件二百十件についての調査の結果でございますが、申し立てから手続開始までは平均で四ヶ月ということでござります。ちなみに、開始決定から更生計画案提出までは約一年、手続開始決定から計画が認可されるまでは二年三ヶ月、こういう数字でございます。

○松島委員 今の御答弁からも、かなり長い月日が各段階においてかかつているようですが、いま

す。これが新しい改正によって速やかになさることを願っております。

具体的なことの質問に入らせていただきます。

いわゆるDIPファイナンスの問題について伺いたいと思つております。

今、一たび倒産した会社が再びよみがえる、再建途上にあるときに対しても融資を行つていこ

う、それを支援しようというと、まず民間金融機関はなかなか難しいものですから、日本政策投資銀行を初めとする政府系金融機関がこれに力を入れ、私ども経済を重視している国会議員もそれを後押ししている次第でございます。さらに、政府系金融機関だけじゃなくて民間金融機関からもDIPファイナンスがなされるよう、信用保証をつけるとか、そういう制度の充実を急いでいるところでございます。

そのことで伺いたいんですが、更生手続を開始した後、一般に、従業員にそのまま働いてもらうその資金ですか、あるいは、例えば製造業ですと必ず必要な原料の購入費用とか、そういうものは共益債権として、必要なものとして支払いが優先される、そういう仕組みに今の法律はなつております。これにDIPファイナンスが加わるのかどうか。運転資金として必要なお金、ある程度の資金の流れがないと、融資がされないと最低限の仕事も維持できないわけですから、このDIPファイナンス、この融資も共益債権の一つとみなされて超優遇措置を与えられるのかどうか

といふ点。そして、そういうふうにみなされた場合に、会社更生法申請前の、それ以前のもともとの金融機関からの融資との関係で、金融機関が、以前にこれだけ貸したものが全然返つてこないのに、新しく必要だからといってお金をまた借りるというのにおかしいじゃないかという形で文句をつけることがないのか、つけた場合に、どういうふうにそれは整理されるのかについて伺いたいと

思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、会社更生を成功させるためには、会社更生手続の申し立てを

した後の資金繰りを支援していかないととても成功しない、こういうことになります。そのためには、おっしゃるように、賃金とか取引など並んで、支援融資した債権についても会社更生法上できる限り保護する必要があります。

現行法におきましては、更生手続開始後に再建支援融資をした場合、御指摘のとおりこれは共益債権として手続的に最も保護されております。万

ましても財團債権として最優先の保護が与えられる、こういう仕組みになつております。

問題は、いわゆる申し立てをしてから手続開始前の段階でございますが、これにつきましても、現行法は、裁判所の許可を得て共益債権としたものについては、共益債権としての保護を与えることとしております。

今回の改正では、現在の扱いでは開始決定前は保管人が融資を受けた場合にも個別的に裁判所の許可を得る必要があるとされておりますのを、保管人が融資を受けなければ当然に共益債権となる、こういうことにして、より一層の保護を図っております。

それともう一点。開始決定に至ればそういうことで共益債権になつて保護されるわけですが、開始決定に至らずに棄却をされてしまう、そして破産手続に移行いたしますと共益債権にならなかつたものですから、破産手続でも財團債権として扱われないというのが現行法の解釈でございました。その点を今回改正いたしまして、開始決定に至れば共益債権になつたはずのものについては、たまたま開始決定に至らずに破産手続に移行した場合にも財團債権となるということで最優先の保護を与える。そういう意味では開始決定前の融資についての保護を厚くする、こういう手当てをしております。

次に、社債の問題でございます。

今、個人の方々が公募社債を多く持つていらっしゃる。これの保護に関して質問させていただきたいたいと思っております。

例えればマイカルの場合で说かれども、利回りが高いとかいろいろな事情で非常にたくさんの方々が一般の方々も社債を持っておられました。こういった方々で私が印象に残つているのは、ある新聞の投書欄にこういうのがありました。定年退職された六十代の男性でけれども、一千万円をマイカルの社債に全部投じていた、妻にもないしそうだった、これがパパ活になつてしまつて、家族にも語れない、いつ言い出そうかも困っている

というのがありました。

はつきり申しまして、それを最初に読んだときの印象は、一番悪いのは、この人はばかじゃないかと。一つのものに全部お金をかけるという、こんな無知なことをしてはいけないというのを思つ

は最優先の扱いをしておりますが、逆に、そのような扱いをすることによって会社の更生が可能となり、それ以前の更生債権者につきましても単純に破産手続で清算をする場合よりよりも多くの弁済がなされる。それが会社更生の趣旨でございますので、そういう会社更生全体の趣旨から考えますと、そのような扱いの差があつても、究極的には、その点は御理解をいただいているのだろうと

思いますし、法律はそういう考え方でできております。

○松島委員 一つの大企業の再建が果たされますと、それに伴つて数多くの中小企業を含む取引先、さらには関連の、いわゆる下請その他の会社の経営の維持がなされまして、雇用という面でも非常に大切なことになつてくると思います。したがつて、金融機関をはじめとも言つてはおかしいので、金融機関をいじめてもと言つてはおかしいの

で、金融機関をいじめてもと申しますが、金融機関に不満が出ても、それを押し込めて、血液が流れるよう、資金繰りがつくようにしていただきたいと

思つております。

○房村政府参考人 一つの大企業の再建が果たされますと、それに伴つて数多くの中小企業を含む取引先、

した後も資金繰りを支援していかないととても成功しない、こういうことになります。そのためには、おっしゃるように、賃金とか取引など並んで、支援融資した債権についても会社更生法上できる限り保護する必要があります。

現行法におきましては、更生手続開始後に再建支援融資をした場合、御指摘のとおりこれは共益債権として手続的に最も保護されております。万ましても財團債権として最優先の保護が与えられる、こういう仕組みになつております。

問題は、いわゆる申し立てをしてから手続開始前の段階でございますが、これにつきましても、現行法は、裁判所の許可を得て共益債権としたものについては、共益債権としての保護を与えることとしております。

今回の改正では、現在の扱いでは開始決定前は保管人が融資を受けた場合にも個別的に裁判所の許可を得る必要があるとされておりますのを、保管人が融資を受けなければ当然に共益債権となる、こういうことにして、より一層の保護を図っております。

それともう一点。開始決定に至ればそういうことで共益債権になつて保護されるわけですが、開始決定に至らずに棄却をされてしまう、そして破産手続に移行いたしますと共益債権にならなかつたものですから、破産手続でも財團債権として扱われないというのが現行法の解釈でございました。その点を今回改正いたしまして、開始決定に至れば共益債権になつたはずのものについては、たまたま開始決定に至らずに破産手続に移行した場合にも財團債権となるということで最優先の保護を与える。そういう意味では開始決定前の融資についての保護を厚くする、こういう手当てをしております。

次に、社債の問題でございます。

今、個人の方々が公募社債を多く持つていらっしゃる。これの保護に関して質問させていただきたいたいと思っております。

例えればマイカルの場合で说かれども、利回りが高いとかいろいろな事情で非常にたくさんの方々が一般の方々も社債を持っておられました。こういった方々で私が印象に残つているのは、ある新聞の投書欄にこういうのがありました。定年退職された六十代の男性でけれども、一千万円を

マイカルの社債に全部投じていた、妻にもないしそうだった、これがパパ活になつてしまつて、家族にも語れない、いつ言い出そうかも困っている

というのがありました。

はつきり申しまして、それを最初に読んだときの印象は、一番悪いのは、この人はばかじゃないかと。一つのものに全部お金をかけるという、こんな無知なことをしてはいけないというのを思つ

たのと、次に思いましたのは、今これが利回りがいいからこれに集中的に投資しましようと誘った証券会社なりがいたとしたら、それはひどいなどと思いました。しかしながら、そういうことは現実

にあるわけでございまして、こういう個人の保護についてどうするかということ。  
今申しましたのは、非常に多くのお金を持つ  
社債につぎ込んだ例でございますけれども、それ  
以外にも、その人にとっては融通のきく額の中の、  
非常に大きなものであっても三十万、五十万円、  
大事なお金だけれども、そういう小さめなん  
かで購入している人を入れると非常に多くの数に  
なると思います。この社債の保護に関して、どの

ような仕組みになつていいのか。  
と申しますのは、今、銀行預金などのような間接金融から、直接金融をふやさなければいけない、特に日本は間接金融に偏つてゐるから直接金融をふやそうということがどんどん言われている。ただ、一般人から見ると、株というのは怖いな  
社債は株に比べて怖くない、社債の方が何となく安心のような気が、名の通つた会社なら安全のような気がしている。そこでそういった悲劇がいろいろ起こると思うんですが、これの措置についてはどうのうになされていいるんでしょうか。  
○房村政府参考人 御指摘のように、公募社債の問題につきましては、これを購入する人の自己責任の問題、あるいは発行する会社、あるいはそぞれを扱う証券会社等の問題と、多岐にわたろうかと思ひます。

私どもとしては、これに直接関係いたしますすべし  
社更生法あるいは商法の觀点で申し上げますと  
公募社債の場合には、御指摘のように、非常に多く  
の人が全國に散在をすることになります  
ので、その権利行使等を考えますと、その保護  
ために、商法においては社債管理会社の設置を  
務づけております。そして、社債管理会社は、  
債権者の権利の保全あるいは弁済の受領等のた  
めに必要な行為をすることができる、こういうこ  
になつておりますので、会社更生で申しますと

まず最初に、債権者として必要となります債権の届け出、これを社債管理会社が一括してするということになります。通常は、債権者は個々、自分の債権をそれぞれが届け出なければならないわけではありませんが、公募社債につきましては、社債管理会社が一括して届け出をする。また、その手続きが進みまして、更生計画が認可され、その後の社債管理会社に対する弁済額が決まりますと、社債管理会社が個々の社債権者を代理してこれを受領することができる。したがいまして、届け出、受領といふような行為について個々の社債権者がみずから活動する必要はない、こういうことにはなってお

題は、届け出をいたしました社債権者が関係してい  
る会において会社更生法上の議決権の行使をして  
いただしますと、社債管理会社は社債権者集  
合において特別決議によって授権をしてもらわな  
ど、その権利の行使ができないということにな  
ります。

ところが、社債権者、特に公募社債を購入し  
よう人の場合、一般に投資対象として購入す  
いるだけで、対象会社の経営ベースとかそ  
のものに余り関心がありませんので、社債管理会

が議決権行使の授権を得ようとして社債権者集会を招集しても、決議に必要な定足数を満たすことができないようなおそれがある。そうなつてしまふと、社債権者を代表して社債管理会社が議決権行使ができませんので、個々の社債権者が自分で議決権行使しなければいけなくなります。ところが、社債権者集会にも来れないような人たちですから、まして、更生会社の関係者集会に出席するということはほとんど期待できません。したがつて、社債を相当程度発行していると、関係者集会を開いても、そこで法律で要求されておりませんで、いかに合理的な更生計画が考えられてこと

他の債権者がみな同意しているにもかかわらず、社債権者の方々が出席しないということのため認め可ができない、可決ができず認可もできない。そうなつてしまりますと、破産手続に進みざるを得なくなつて、結局、配当がほとんど得られない。こういうことになつてしまふ場合がある。

そういうことが法制審の審議の中で、この会社更生手続に携わつてゐる方々からの指摘がござまして、それを受けて、今回、そういう場合には応するためには債権者の議決権の届け出制度という新しい制度を考え、そういう不都合を除いて、ようとしたわけでございます。

以上のような点を考えております。

○松島委員 今お伺いしていても、私は何とか分が理解できるぎりぎりくらいのことなんですが、一回、土賣と買つて持つておる方

集会の問題は、社債を買つて持つておき、いつでも議決権何とかとか、何とか管理会社などいつでもかりません。ですから、今後、こういう事態、もちろん会社更生法の申請をして、そして申請しこそがたくさんある社債を発行しているということはしばしば起ころうと思います。その都度社債を持っている人から一番身近な立場といふと、証券会社その他、売つているところだだと思いますが、そういうところから、今おつしやりますが、中身をもつとわかりやすい日本語で、普通の退後のおじいちゃん、おばあちゃんでもわかるよ

なことで証券会社には資料を配付していただき、そして、会社更生法を申請した会社が新聞広告を出す際にも、皆さん、これで全く紙くずにならぬわけじゃありません、このようにして保護される可能性があるので早めにちゃんと持つておきましょうとか、親切に、そういうことが一般にわかつていただけるように、やはりプロによるプロのための難しい法律ですので、その辺の普通の方との接点のところだけは気をつけていただきたいと思つております。

次に、今度は法務省じやなくて国土交通省の責任者の方に伺いたいと思つております。これは何かと申しますと、ある会社が、会社更

生法に限らないんですけれども、再建型の法的整理あるいは私の整理によつて債務を一部免除され、身軽になつて再スタートを切る。さつきも申しましたように、これは非常にめでたいことで、頑張つてほしいことではあります。しかしながら、同業他社から見ますと、一社なくなつて、アライバルが消えてちょっと楽になつた、そんな風な事を多分していることだと思います。

そしてまた、これは実際によく聞かれることがありますけれども、国土交通省は公共事業を主管している官庁として一番大きなところなので質問させていただきたいんですが、例えばある会社は今までの借金も金利も全然減免してもらわずに一生懸命、一生懸命返し続けていた。従業員のボーナスをカットしているけれども、そういうことは頑張つてやつている。別の会社は会社更生法の申請なりなんなりをして、大分債務を免除してもらつて、カットしてもらつて楽になつて、自軽になつていて。これが両方が同じように入札に参加して、そして身軽になつた会社の方が、つづり、再建途上の会社が安値で攻勢をかけてくる。これはもちろん公共事業だけじゃないです、ほどの民間ベースの会社だったらどんどん安い受注していくます。そうした場合に、いわば、けなに頑張つて、歯を食いしばりながらも、既に組みの中で金利の減免などもなしに頑張つ

いる会社が損をするんじゃないか。損といいますか、つらい立場になるんじゃないかという不満を随分聞くところでございます。

これは、公共事業ならばすべての発注官署及び自治体に關係していることはございますけれども、何といつてもその中の長男ともいえる一番大きな国土交通省にこのやり方を改める意向、あるいは改めつたあるのか、どういうふうに対処しておられるのかを質問させていただきたいと思います。

○門松政府参考人 お答えします。

道路整備事業を含めた国土交通省の直轄工事の入札に関しましては、会社更生法等の手続の申立てをした企業が新規の入札に参加するためには、更生手続等の開始決定後に競争参加資格の再認定を受ける必要があります。それまでの間、通常数カ月程度でございますが、国土交通省直轄工事の入札に参加できないことになります。

競争参加資格の再認定を受けるためには、修正後財務諸表等に基づく経営事項審査を受けることが前提となっております。その後、競争参加資格の再申請がなされ、必要なヒアリング、再審査を行ひ、再認定を行ふものであります。この場合、企業の経営状況、リストラによる企業規模の縮小等に伴つて、競争参加資格上の経営事項評価点数、これが低下することになります。再認定の結果、当該企業の順位は下がることとも、ランクが前よりも下がることが一般的であります。

このように、会社更生法等の法的整理に移行した企業の競争参加資格の取り扱いは、適正な手続を経て公正な競争が行われるよう措置されているところでございます。

以上でございます。

○松島委員 今お伺いしていると問題点がないことになるんですが、現実には、随分の指摘がなされて、不満を出す方が上がっております。

今おっしゃった中の前半、ある一定期間ストップされるということ。これは、今後、この会社更生法が改正されると、その期間がます短くなる。

次の、再審査というところ。入札の資格として、やはりそういう逆差別、不公平が生じないよう、ぜひ御配慮いただきたいと思つております。そしてまた、それはすべて国土交通省が全国のいろいろな形の発注側に指示したり指導する立場ではないかもしれませんけれども、多くの方々がやはり見ておられると思うので、今伺いましたようなスタイル、いうことがほかのところにも広まるように、国道とかダムとか、国土交通省の直轄の事業だけでなく、例えば国が補助して自治体にやらせる、自治体が実施主体となるような

ところでも、同じように、準じた、そういう施策がとられているのかどうか、御点検いただければと思っております。

今お伺いしたことは、いわゆるモラルハザードといったような問題でございます。それで、最後にまた法務省の方に伺いたいと思います。

今回の法改正によりまして、経営責任のない取締役は管財人に選任することができるというふうになつております。この点でございますが、それまでの、その会社がだめになつてきた過程における経営陣のうち、経営責任の有無、どうのはどうやつて判定するのでしょうか。

例え、記憶に新しい山一証券。これは、社長さん自身も、破綻したときは、その一、二カ月か数カ月前に社長になられて、それまでこんな二重帳簿になつているのを知らなかつたと啞然とした方でございました。

これは、ちょっと極端にわかりやすい例だと思います。うんできれども、同じように何人かが取締役としてボーディのメンバーでありながら、この人は経営責任がある、この人はない。実際問題、何十人もある、百人近くの役員を抱えているような、取締役を抱えている会社ではそういうことが現実にあるんだと思ひますけれども、その見切り、例えば平取

し、いろいろな責任というものをどういうふうに見ていくのか。居座りを許すようなことになると、やはりモラルハザードを起こすんじゃないかなと思つております。いかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のよう、今回、経営責任のない取締役を管財人に選任することができるように、条文上、管財人に選任できない欠格事由を明らかにしたところでございますが、この判断につきまして、取締役個々についてすべて判定をする必要はないわけでありまして、裁判所として、管財人として選任するに値する能力を持つている人について、取締役の中にたまたまそういう人がいて、かつ、それを検討するときに経営責任があるかどうかといふことを判断していくべきです。

その方法としては、調査委員に対して、取締役等に商法上の義務違反等があつたかどうかという調査及び報告を命ずるという制度ができるおりまし、また、監督委員に対して、取締役等に経営者としての能力を含めた管財人としての適性があるかどうかの調査を命ずるという制度もつくつております。

そのほか、更生手続開始の申し立てについて決定をする前に原則として労働組合から意見聴取をいたしますが、当然、そういうときにも各取締役等についての意見とということを聞く機会があるはずでございますので、こういったものを総合して判断をすれば、裁判所において適切に判断をすることができます。裁判所において適切に判断をすることができますと考えております。

○松島委員 ぜひよろしくお願ひします。

最後に、これは施行日は六カ月以内だったでしょうか、その施行日までに、今、会社更生法を申請しようかな、申し立てようかなと思つてはいるが、その見切り、例えば平取なども、ちょっと待つた方がいいんじゃないかなといふことが起つてしまわないか。

さつき最高裁の方から御説明ございましたように、ことしは非常にハイペースで、一月から九月までに八十四件ということだと思います。今、十

月の末でございますが、これから来年春にかけても非常にハイペースでその要求というか需要はあると思うんですね。

それが、二カ月申請するのを待つてでも、その後に申し立てた方がスムーズにいくんだというこ

とが見えると、しばらくストップしちゃうんじやないかと思いまして、この辺はどうお考えになるか。できれば、大変だと思いますけれども、大忙で、大急ぎで、早く施行していただきたい、そ

う思う次第です。

○房村政府参考人 これだけ大きな法律を全面的に改正いたしますので、当然、周知の手続も必要になりますし、これを円滑に実行するための裁判所規則の制定も必要になります。そういう作業をできるだけ早い、一日も早く施行するよう努めたいと考えております。

○佐藤(剛)委員長代理 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

まず、大臣にお尋ねしたいのですが、長引く

状況によって、大規模な倒産事件が急増しています。しかし、これに対応する会社更生法は、先ほども話がありましたように、申請から開始決定まで四

カ月ぐらいかかる。また、再建計画の認可には、さらにそこから二年以上もかかる。大変時間がかかるという批判がなされておりますし、また、平成十二年に施行された民事再生法に比べて企業再生の手法が弱い、もっと再建手法の強化をすべきであるとの指摘がなされておりますが、今回のこの大改正はこれらの要請にこたえたものであるというふうに私は理解しておりますが、今回の法改正の意義について、改めて大臣の所見をお伺いしておきたいと思います。

○森山国務大臣 御指摘のとおり、現行の会社更生法の定める会社更生手続に対しましては、手続が厳格過ぎて時間がかかり過ぎるとの御批判や、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるとの指摘がされております。

そこで、会社更生法案におきましては、これらの指摘を踏まえまして、手続の迅速性を向上させ、あるいは再建手法を強化するためのさまざまな改正を行おうとしております。

このようないふうに、その事業の維持更生をより一層合理的かつ機能的に図ることができるものと考へております。

○漆原委員 民事再生法と会社更生法の一般的な関係について、増田副大臣に確認をしておきたいなど思つております。

松島委員の話と重複しないようにしますが、一般的に、民事再生法は中小企業向け、それから会社更生法は大企業向けの手続というふうに言われておりますが、その理由についてお尋ねしたい。

それから、あわせて、民事再生と会社更生の両事件における双方の平均的な負債額はどのくらいになるのか、お尋ねしたいと思います。

○増田副大臣 お答えを申し上げます。

民事再生法、民事再生手続は、無担保で、かつ優先権のない債権のみを手続に取り込み、企業の組織再編、こういうものを原則として手続で行

うものとされるなど、比較的単純で簡易な手続構造となつております。そのために、迅速に手続が進行し、手続費用も会社更生手続に比較をいたしまして低額であることから、中小企業を中心幅広く利用されております。

これに対しまして、会社更生手続は、担保権つきの債権、労働債権、租税債権等の優先権があるなど、法的効力が強力である反面、厳格で複雑な手続構造となつております。このために、更生手続の成立までに一定の時間を要し、手続費用も高額になる傾向にありますが、上場企業を初めとする大規模な株式会社の再建に適したものとなつております。

このようないふうに、両手続の構造が異なつてゐるため、基本的に、民事再生手続は中小企業向けの手

続であり、他方、会社更生手続は大企業向けの手続であると説明されているわけあります。

それから、民事再生手続と会社更生手続の平均額はどうだということですが、民事再生手続の

平均負債額は百億円程度であるのに對し、会社更生手続の平均負債額は五百四十億円程度であるものと承知をいたしております。

○漆原委員 ありがとうございました。

大規模倒産事件でも、そごうグループは会社更生法を申請しました。マイカルは、当初は再生法の申請をして、後に会社更生法に切りかえておりま

す。会社更生法は本来大規模倒産を利用対象として想定されると今説明していくいた法律であ

ります。会社更生法は本來大規模倒産を利用対象として想定されると今説明していくいた法律であ

の迅速化、手続の合理化、再建手法の強化を図るためにさまざまな改正を行つております。御発言のとおりであります。

そのうちの主なものは次のとおりでございま

す。

まず、手續の迅速化のための改正としましては、更生手続を迅速に開始するため、更生手続開始の要件を緩和していること。更生計画の早期成立を

図るため、更生計画の可決要件を緩和していること。それから、会社更生手続の早期終結を図るため、更生計画上の金銭債権の弁済の三分の二以上

が終了したときは原則として手續が終了するものとしていること。

次に、手續の合理化のための改正といたしましては、全国のどこにある会社であつても、処理体制の整いました東京地方裁判所または大阪地方裁判所への申し立てを認めるなど、更生事件の土地

建手続の採用などの点で、現在の会社更生法よりも民事再生法の方が魅力があつたのではないかと

いうふうに考えますが、その点はいかがございましょうか。

マイカルがなぜ民事再生法の申請をしたかは不明ですが、少なくとも、手續の迅速性あるいは再

建手続の採用などの点で、現在の会社更生法よりも民事再生法の方が魅力があつたのではないかと

いうふうに考えますが、その点はいかがございましょうか。

○増田副大臣 御指摘のとおり、現行の会社更生手續は手續開始の申し立てがありましてから手續が終結するまでに多くの時間を要するのに比べまして、民事再生手續は迅速に手續が進行するものと承知をいたしております。また、民事再生手續が設けられているなど、現行の会社更生手續には、包括的禁止命令の制度や担保権消滅の制度が認めていることなどを挙げることができます。

これは、民事再生手續が採用されているものと承知をいたしております。

したがいまして、これらの点も、大型倒産であ

るにもかかわらず民事再生手續が利用される一つの要因であろう、このように考えております。

○漆原委員 今回の法改正の要点は三つあります。

手續の迅速化、手續の合理化、再建手法の強化、この三点でございますが、概略的に説明をしてい

ただきたいと思います。

○増田副大臣 これまで御指摘のとおり、会社更生法案においては、会社更生手續について、手續

の見込みがないとき」としておりますが、改正法では、

更生計画の作成若しくは可決の見込み又は事

業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みが

見込みとは一体どんなことを言うのか、改正法の

更生計画の可決の見込み、更生計画の認可の見込みが

ないことが明らかであるとき」というふうに変更

されおりますが、まず第一点、現行法の更生の

見込みとはどのように違つてゐるのか、説明をいたきたいと思います。

○房村政府参考人 現行法の更生の見込みとい

るのは、会社更生手續の申し立てをした株式会社が、

今後、継続して収益を上げながら、これによつて

債務の相当部分を相当期間内に弁済できるか、こ

れによつて、会社更生手續の申し立てをした株式会社が、

現行法は、更生手續の開始要件を、「更生の見

件を緩和」というふうにしております。

現行法は、更生手續の開始要件を、「更生の見

みがないとき」としておりますが、改正法では、

更生計画の作成若しくは可決の見込み又は事

業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みが

見込みとは一体どんなことを言うのか、改正法の

更生計画の可決の見込み、更生計画の認可の見込みが

ないことが明らかであるとき」というふうに変更

されおりますが、まず第一点、現行法の更生の

見込みとはどのように違つてゐるのか、説明をいたきたいと思います。

○漆原委員 副大臣、どうもありがとうございます。

以下、当局の方にお伺いしたいと思います。

手續の迅速化でございますが、企業の信用や資

産の劣化を防ぎつつ会社を再建するために何より

も要求されるのは、手續の迅速さであると思いま

す。その一つとして、改正法は更生手續の開始要

件を緩和」というふうにしております。

現行法は、更生手續の開始要件を、「更生の見

みがないとき」としておりますが、改正法では、

更生計画の作成若しくは可決の見込み又は事

業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みが

見込みとは一体どんなことを言うのか、改正法の

更生計画の可決の見込み、更生計画の認可の見込みが

ないことが明らかであるとき」というふうに変更

されおりますが、まず第一点、現行法の更生の

見込みとはどのように違つてゐるのか、説明をいたきたいと思います。

○漆原委員 更生の見込みという経営判断を不要

として要件を緩和した、そのことによつて債権者

とか担保権者が不利益をこうむることはないのか

うことでござります。

どうか、お答えいただきたいと思います。

○房村政府参考人 今回この開始要件を緩和いたしましたのは、従来更生の申し立てをしても、なかなか開始要件の判断が難しくてそこに時間がかかるてしまう、こういうことでかえって時機に即した更生がしにくくなっているという批判を受けて、要件は緩和してできるだけ早く始める、そしてその早く始めた更生手続の中で更生の見込みについては判断をしていく、そして手続の中で見込みがないことが明らかになればその段階で更生手続を打ち切つて、必要があれば破産手続の方に移行していく、こういうことを考えておりますので、緩和したからといって、このことによつて債権者や担保権者が不利益を受けるということはないと考えております。

○漆原委員 改正法は更生計画案の可決要件も緩和していますね。更生債権者の組では現行の三分の二以上の同意、これを二分の一以上の同意と改めている。そして更生担保権者の組では現行の五分の四以上の同意を四分の三以上の同意というふうに改めています。

更生債権者あるいは更生担保権者がこの認可要件の緩和によって不利益を受けることはないのかどうか、この点を質問したいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回可決要件を緩和したわけでござりますが、現行の可決要件につきましては、これは母数が総議決権数になつております。通常の議決要件は集会に出席した人の何分の一という決め方が多いわけですが、この会社更生法の議決要件は総議決権数を母数にしておりますので、いわば棄権をした人はすべて反対者にカウントされてしまうという、かなりそれだけでも厳しい要件になつております。

その中で、この法律に定める例え三分の二とか五分の四という要件をクリアしようと思いまど、利害関係人から同意を取りつけるために非常に過大な労力や時間を要する、こういうことが関係した方々から指摘を受けているところでござります。そのため結局更生手続の進行が遅延して

いるんだ、そういうことからこれを見直したわけでございます。

確かに、更生会社の利害関係人、特に担保権者の立場に立つて、減免をしなければならないことには反対している人から見ますと、なるべく厳格な方がいいということではあります、しかしまた同時に、合理的な結論がなかなか決められないといふことがありますと、これは全員にとっての不利益でもありますので、そのような点を考慮いたしまして、諸外国の立法例等も参考にいたしまして、それぞれある意味では一ランクずつ、三分の一を二分の一に、四分の三を三分の二に、五分の四を四分の三にという緩和をしたところでございました。

ただ、この緩和がありましても、更生計画の内容が公正かつ公平であるか、あるいは遂行可能であるかというような法定の認可要件は変わっておりませんし、これは裁判所が厳格に判断をするととも事実でございます。そういうことから、会社は大阪で扱うことになりますと、距離的、時間的に関係者がいろいろ不便な点を生ずるということも事実でございます。そういうことから、会社更生法の手続の中でも、例えば書面投票を導入するとか、あるいは集会の任意化とか、債権者等の会社更生手続への参加の方法を一般的に柔軟かつ容易にするということで、できるだけそういう負担が関係者にかかるないようにという配慮をしたつもりでございます。

ただ、この緩和があつても、更生計画の内容が公正かつ公平であるか、あるいは遂行可能であるかといふことがありますと、それは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。そこで、この緩和があつても、更生手続が進んでしまうことがありますと、これは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。そこで、この緩和があつても、更生手続が進んでしまうことがありますと、これは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。

○房村政府参考人 会社更生手続が進んでいます。確かに会社の財産が強制執行等で押さえられてしまますと会社の維持に非常に困難が生ずる、こ

ざいますが、やはりその複雑さというものははどうしても残つてしまします。そういうことから、この事件を処理するということに關しましては非常な専門性が要求される。

それで、全国の裁判所の中でも、やはりこの会社更生事件を数多く取り扱い、専門的に取り扱う体制が整つておりますのは東京地方裁判所と大阪地方裁判所でございます。また、会社更生事件に必要とされる管財人、これを確保するためにも、やはり東京、大阪というのは非常に有利な地にあります。

それと、ある意味では一ランクずつ、三分の一を二分の一に、四分の三を三分の二に、五分の四を四分の三にという緩和をしたところでございました。そこで、この緩和があつても、更生手続が進んでしまうことがありますと、これは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。そこで、この緩和があつても、更生手続が進んでしまうことがありますと、これは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。

○房村政府参考人 会社更生手続が進んでしまいますと、これは個別に中止命令を得ていても、強制執行に際して個別的に中止を命ずることができます。

ただ、同時期に多数の強制執行の申し立てがおります。そういうことから、事案に適した管財人を確保し、手続を迅速かつ円滑に進行するという観点からは、東京あるいは大阪で事件を取り扱えるようになります。そういうことは非常に有益であろう、

こういうことから今回考えたわけでございます。

ただ、御指摘のように、地方の事件を東京あるいは大阪で扱うことになりますと、距離的、時間的に関係者がいろいろ不便な点を生ずるということも事実でございます。そういうことから、会社更生法の手続の中でも、例えば書面投票を導入するとか、あるいは集会の任意化とか、債権者等の会社更生手続への参加の方法を一般的に柔軟かつ容易にするということで、できるだけそういう負担が関係者にかかるないようにという配慮をしたつもりでございます。

それと、それでもなお著しい損害または遅滞が生ずる、こういうような場合には、この会社更生事件を東京あるいは大阪から、本来の管轄裁判所であります、主たる営業所の所在地を管轄する裁判所などへ移送するという制度も認めておりま

す。こういうものを活用すれば御指摘のような弊害は防げるのではないか、こう思っております。

○房村政府参考人 会社更生手続は、債権者、株主等の多数の利害関係人を手続に取り込んで、そ

の利害を調整しつつ事業の維持更生を図るという

ことで、非常に複雑な手続になつております。裁

判所における手続の中でも最も複雑な部類に属す

お尋ねをしたいと思います。

○房村政府参考人 会社更生手続は、債権者、株

も東京あるいは大阪の裁判所に裁判を起こせると聞いてお尋ねしますが、改正法では管轄を東京地方裁判所または大阪地方裁判所と、全國どこからでも

反面、遠隔地の株主あるいは更生債権者、担保権者、この人たちにとつてみると権利行使が不便にならぬなどというふうに感じますが、この点はどうな

のかまだどんなふうに手当てをされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○房村政府参考人 会社更生手続は、債権者、株

も東京あるいは大阪の裁判所に裁判を起こせると聞いてお尋ねしますが、改正法では管轄を東京地方裁判所または大阪地方裁判所と、全國どこからでも

内容なのか。また、このような強制執行に除外制度を認めた理由は何か。統一して、相当と認めるときと、それは一体どんなことなのか。それから三番目は、改正法の二十七条一項は包括的禁止命令の解除について規定をしておりますが、二十四条一項二号の強制執行等について、包括的禁止命令の解除という方式ではなくて、包括的禁止命令の対象から除外するという方式をとった理由について説明をしていただきたいと思います。

○房村政府参考人 まず、この条文で規定しておられます強制執行等ということですが、これはもう広く、強制執行、仮差し押さえ、仮処分あるいは担保権の実行としての競売、国税滞納処分、こういったものをすべて含んでおります。

こういうものを包括的に禁止するということをございますが、民事再生法に比べましても、会社更生法ですと、担保権つきの債権であるとか優先権のある債権、例えば労働債権というようなものもこの包括的禁止命令に含まれておりますので、包括的に禁止されることによって債権者が不利益をこうむる場合も当然ふえてくることが予想されます。

そういう場合に備えまして、包括的に命令を出した後、その個別の債権者から不都合があるといふことで解除を求められるという制度ももちろんつくつたわけでござりますが、しかし、例えば給料債権のように生活の糧になつて、これについての強制執行が一律に禁止されたのは明らかに不都合が生ずることが予想されるような類型の債権もございますので、そういう場合には、そういったものをあらかじめ、個別の解除の申し立てをつまでもなく、その発令の際に除外する、こういうことを考えたわけでござります。

その相当性としては、やはり禁止によつて得られる会社側の利益とそれを禁止することによつてこうむる債権者の不利益、こういったものを比較考量して判断することにならうかと思います。

○漆原委員 現行法は、保全段階において係属する強制執行等の中止を命ずることができる、こう

されておりますが、改正法案ではさらに一步進んで、事業の継続のために特に必要があると認めるときには、中止した手続の取り消しを命ずることができるというふうになつております。相当強い権限ですね。

このような制度を設けた理由は何か、そして、特に必要と認めるとはどのような場合なのか、この保護はどうなつてているのか、またどのように配慮されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○房村政府参考人 強制執行を中止しますと、そぞれ以上は手続が進まない。しかし、例えば差し押さえの段階で中止をいたしますと、押さえられたままござりますので、そのものを処分しようと思つても処分ができない。ですから、押さえられる対象が、例えば原材料であるとかあるいは中の製品、仕掛かり品とかそういうものが押さえられてしましますと、それ以上先に進めなくなつてしまふ、もう直ちに会社の営業に支障が生ずる、こういう場合もあり得るわけでござります。

そういう場合に備えて、この強制執行を中止しまます。今まででは会社の事業の継続が困難となる、こういう事情のあるときには、この中止をさらに進めまして、取り消すことができる、こうしたもののが今回の考え方でござります。

ただ、その場合に、御指摘のように、強制執行の手続が取り消されてしまいまして、しかもその申し立てをしてきたということになりますと、お客様が逃げる、あるいは取引先が取引を断つてくる、こういうようなことから営業の価値がどんどん劣化してしまう、非常に急速に劣化すると言われております。そういうことから、更生計画でしかできないといたしますと、急速な劣化が生ずるような場合、いざ更生計画のときになつてみたらもう譲渡すべき営業の価値がほとんどなくなつてしまふ、こういうことがあります。

そういうことから、今回、管財人に自由にでき

ます。

このような制度を設けた理由は何か、そして、特に必要と認めるとはどのような場合なのか、この保護はどうなつてしているのか、またどのように配慮されているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○房村政府参考人 企業が倒産した場合、その営業を譲渡することによって、譲渡先においてその事業の再建を図りながら倒産した企業の債権者等に対する弁済率を向上させるということは、当然質問をしたいと思います。

○房村政府参考人 企業が倒産した場合、その営業を譲渡することによって、譲渡先においてその事業の再建を図りながら倒産した企業の債権者等に対する弁済率を向上させるということは、当然質問をしたいと思います。

ただ、営業の譲渡というのは、仮にそれが必要性や相当性を欠くことになりますと、結果的に事業が継続されず、また、債権者等の利益も害されるということになります。そういう非常に大きな影響を与えます。そういうことから、会社更生法においては、原則としてこの営業の譲渡というのは更生計画によつて行う、こうしているわけでござります。

ただ、営業の譲渡がなされる場合に初めて裁判所としてその許可をするということになります。

○漆原委員 時間になりました。終わります。どうもありがとうございました。

○園田委員長代理 日野市朗君。

○日野委員 今回、会社更生法の改正ということになりました。それで、今私もずっと見せていました。

○漆原委員 時間になりました。終わります。どうもありがとうございました。

ただ、その場合に、御指摘のように、強制執行の手続が取り消されてしまいまして、しかもその申し立てをしてきたということになりますと、お客様が逃げる、あるいは取引先が取引を断つてくる、こういうようなことから営業の価値がどんどん劣化してしまう、非常に急速に劣化すると言われております。そういうことから、更生計画でしかできないといたしますと、急速な劣化が生ずるような場合、いざ更生計画のときになつてみたらもう譲渡すべき営業の価値がほとんどなくなつてしまふ、こういうことがあります。

平成九年の十二月、「倒産法制に関する改正検討事項」、これは、法制審議会で、現行法を大幅に改正する必要はないんだということで、大体九項目ぐらいであろう、こういうふうになつたんですけど、それが、今度出でてきたものを見ますと、大体五十四項目にわたつてこの改正をするということになつたわけでござりますね。今までの会社更

るということにいたしますとやはり問題が大きいだけに、裁判所の許可という裁判所の判断にかかるしめて、その適正を担保した上で営業譲渡をできるようにするということとしたものでござります。

どういう場合に裁判所によって許可されるかといいますと、まさに更生会社の事業の更生のため必要である、こういうことでござりますが、これがまだ認められない前段階でのこのようないきなりの内容が相当であるかどうか、こういうことが当然ござります。こういうものを組合いたしまして、最終的にその営業譲渡が更生会社の事業の更生との内容が相当であるかどうか、こういうことが当然ござります。

ただ、営業の譲渡によつて、その事業が倒産した場合に初めて裁判所としてその許可をするということになります。

ただ、営業の譲渡がなされる場合に初めて裁判所としてその許可をするということになります。

○漆原委員 時間になりました。終わります。どうもありがとうございました。

○園田委員長代理 日野市朗君。

○日野委員 今回、会社更生法の改正ということになりました。それで、今私もずっと見せていました。

○漆原委員 時間になりました。終わります。どうもありがとうございました。

生法、これはもう形なしといいますか、ほとんど新しい形で会社更生法の改正案が出てきたような感じもいたします。

そこで、法制審の中における審議過程、これをずっとちょっと私の方に教えてみただけませんか。結論的なところは、それぞれ文書が出ていたものを見ればわかります。しかし、審議過程といふのはなかなかわからない。それは、景気悪化であるとか特に金融秩序の混乱、こういったものなんかは大きな影響を与えていたと思うんですが、ひとつその経過を教えてください。

○森山国務大臣 会社更生手続の見直しにつきましては、平成十三年の三月から法制審議会倒産法部会における審議を行つてまいりました。この部会におきましては、御指摘の「倒産法制に関する改正検討事項」に掲げられた数項目の事項のほかに、これに対して寄せられた関係各界の意見、民事再生手続を検討した際の審議の成果、最近の倒産処理実務を反映させるために新たに倒産法部会の委員、幹事から募集した意見も審議検討の対象に加えられました。

その結果、五十五項目にわたる実質改正が行われるということになつたものでございます。この実質改正事項の中には、御指摘のとおり、手続の迅速化を図るものも多数ござります。しかし、いざれの事項も、債権者側の立場にある銀行や経済団体等から推薦を受けた一般有識者をも構成員とする倒産法部会におきまして、審議を尽くし、全会一致で採用されたものでございます。

また、何よりも迅速に手続を進め、再建可能な企業かどうかを早期に振り分けることこそが債権者の利益にかなうものと考えられますし、債権者の手続保障についても十分に配慮いたしております。したがいまして、会社更生法案は債権者の保護に欠けるものではございません。

そして、現下の経済情勢のもとで、会社更生手続を利用する企業が増加している反面、現行の会社更生手続に対して、手続に時間がかかり過ぎるとの御批判や企業の再建のための再建手法をもつ

と強化すべきであるとの御指摘があることを踏まえまして、早急な見直しが必要だと判断いたしました。

そこで、この国会に会社更生法案を提出した次第でございます。

○日野委員 今の大臣のお話の中にもございましたけれども、会社更生法の改正についていろいろなところから意見が述べられたろう、こう思いましたが、私、これは当然だと思うんですよ、どんどんいろいろな意見が出てくることは、そ

ましたが、大体そのくらいあるんでしょう、教えてみませんけれども。そういうことだと思うんですけど、私は、これは当然だと思うんですけど、どんどんいろいろな意見が出てくることは、そ

う問題が出てくるんだと思います。それから、手続の簡略化、こういうこと。当然こういうものはあつていいんだと私は思うんですね。しかし、我が国の倒産法制の伝統といいますか、それを見てまいりますと、やはり倒産法制の過程で債権者を保護していくということ、それからいろいろな関係者の意見をきかつと聞いていくこと、これに守つてきているんですね。

そういう中で、私は、今度はかなり大幅な改正だな、こんなふうに思つていてるんですが、そういう観点から、房村さんの方で何か言いたいことがあつたらどうぞ話してみてください。

○房村政府参考人 基本的経過は先ほど大臣から御説明したとおりでございますが、倒産法制を検討いたしていける過程で、やはり当初は、最も必要な清算をする、こういうことが可能になるよう工夫をしたつもりでございます。

○日野委員 これは大変なことなんですね。会社を更生させていく、僕もその大変さというのはよく早く更生を打ち切つて、別の手続に移つて、必要な清算をする、こういうことが可能になるように工夫をしたつもりでございます。

現在まで、民事再生法、それからそれを一部改正して行いました個人再生、こういったものを整備いたしました。今回、大型の株式会社を念頭に置いてある会社更生法の改正をお願いしているところでございます。

さらに、清算型の最も基本である破産法について、現在その改正作業を進めているところでございまして、順調にいければ来年の臨時国会には法案を提出したいと考えているところでございます。

このように、それぞれの手続ごとに最も合理的な手続とすべく改正作業を進めておりまが、特に手続相互間の関係、こういったものについて、今回の破産法の最終的な段階では、そういったものを含めて、日本の倒産法制全体が適切な役割分担のものに利用しやすいサービスを提供できるようなものとするという観点から、今一生

制の中では唯一戦後にできたものでありますし、比較的使われているということから、そう抜本的に見直さなくても足りるのではないかというような見通しが当時はあつたのですが、その後、実際に作業を進めまして、特に民事再生手続、新しい仕組みをいろいろ工夫して使ってみますと、これが非常に評判がいい。そういうことから、会社更生法についてもその数項目にとどまらずもつと大幅に見直すという方向に動いたものでございま

す。そこで、この結果、今大臣は五十五項目とおつしやいましたが、大体そのくらいあるんでしよう、教えてみませんけれども。そういうことだと思うんですけど、私は、これは当然だと思うんですけど、どんどんいろいろな意見が出てくることは、そ

う問題が出てくるんだと思います。それから、手続のとおり、会社更生法においても種々債権者の権利が不当に侵害されることのないような配慮をしているところでございまして、そのためにはこの会社更生法の手続全体が相当重いものになつていま

す。

債権者の保護という点につきましては、御指摘のとおり、会社更生法においても種々債権者の権利が不当に侵害されることのないような配慮をして

いるところでございまして、そのためにはこの会社更生法の手続全体が相当重いものになつていま

す。

その会社更生法の基本的手段、更生担保権者、更生債権者、株主、そういう多くの利害関係者の利害を適切に調整しつつ、大規模な株式会社の更生を図るそのためには必要なしつかりした法律的な枠組みをつくる、そこは今回の改正においても維持をしつつ、できる限りの合理化を図る、それによって迅速に会社の更生ができるようになります。

そこで更生の見込みがないものについてはなるべく早く更生を打ち切つて、別の手続に移つて、必要な清算をする、こういうことが可能になるよう工夫をしたつもりでございます。

○日野委員 これは大変なことなんですね。会社

を更生させていく、僕もその大変さというのはよくわかります。小さい会社だってこれは容易じゃない、それはよくわかるんです。しかし、これから

らは、我が国の経済状態が今のような状態であつて、そう簡単に立ち直れる経済状態ではない、私はこう見ます。こんなこと言うと失礼に当たる向

こうあるかもしれないが、勘弁してもらつて。そうすると、私は、これからは日本のこういつた事業体、これをできるだけその機能を維持しながら経済活動をきちんとやつてもらつて、社会的

な役割を果たしていくつてもらうということの必要

性というのは非常に強く感じます。

ですから、私は、倒産法制部会というのは実は非常に政治が機能していくかというのは非常に大事な課題だと思っています。それで、これからの倒産法制のあり方についての見通しというものを少し教えてください。政府の方ではどう考えて、どういう作業を今やつているか。

○房村政府参考人 大きく言いますと、特に企業を対象にする場合には、おつしやるよう、存続の価値のある企業についてはできる限りこれを存続する。また、もはや存続が見込めないものについてはできるだけ早く適正な清算を行うということがこの倒産法制には期待されているところだ

うと思います。

企業には、御指摘のように、非常に小規模なものから上場企業のような大規模なものまでございまして、また、個人で事業を営んでいる人もいます。そういう対象の特性に応じたそれぞれの手続を整備し、その手続の間の連携を十分とれるよう

なものにしていくことが必要だらうと思いま

す。

現在まで、民事再生法、それからそれを一部改正して行いました個人再生、こういったものを整備いたしました。今回、大型の株式会社を念頭に置いてある会社更生法の改正をお願いしているところでございます。

さらに、清算型の最も基本である破産法につい

ても、現在その改正作業を進めているところでございまして、順調にいければ来年の臨時国会には法案を提出したいと考えているところでございま

す。

このように、それぞれの手続ごとに最も合理的な手続とすべく改正作業を進めておりまが、特に手続相互間の関係、こういったものについて、今回の破産法の最終的な段階では、そう

いったものを含めて、日本の倒産法制全体が適切な役割分担のものに利用しやすいサービスを提供できるようなものとするという観点から、今一生

縣命検討作業をしているところでございます。なかなか完全なものをつくるということは難しいわけでございますが、こういう大きな時代の変動にうことをお互いにやつていかなくちやいかぬな、こう思つております。私も民主党の倒産法制プロジェクトチームの頭のところをやつていますので、いろいろ注文もこれからつけていきたいとうふうに思つていています。

○日野委員 ひとつ、健全な倒産法制の整備といふことをお互いにやつていかなくちやいかぬな、こう思つております。私も民主党の倒産法制プロジェクトチームの頭のところをやつていますので、いろいろ注文もこれからつけていきたいとうふうに思つていています。

私は、一つ心配する点があるんですね。このような会社更生法なんという法律は、これは悪用しようと思えば悪用の余地はあるんですよ。いかに企業がモラルをきちんと維持して、そして会社の更生ということにかかるわっていくかということは、非常にこれは大事なことだというふうに思ひます。特に私心配するのは金融機関なんです。銀行。今も評判悪くて、銀行の頭取あたりが、自分の首を切られるのが嫌だから、責任をとらされるのが嫌だから言つているのかどうか知らぬけれども、随分高姿勢で、こんなこといいのかねと思うような、政府の方針に対してねじ込んだり何かやつっています。あれを見ると、私、この連中は一体何様だというような感じもするんです。

そこで、その銀行関係です。銀行について、これは特例法が決めてございますね。金融機関について会社更生についての特例、これが決められています。これは協同系の金融機関であるとかそういうところでは幾つかそういう更生手続なんかがとられているようですが、どうなんですか、株式会社としての銀行、これについて会社更生法の適用例はござりますか。

○西原政府参考人 本年の四月までは、預金等の負債につきましては金融機関の全額保護という状況のもとでございますので、したがいまして、金融機関につきましては更生特例法という適用はございません。

○日野委員 これは国の法の手厚い保護によつて、金融機関について更生法の適用ないんですね。しかし、今度、会社更生法が変わってまいりますと、御承知のとおりで、弁済期入りの債務を弁済することになると事業の継続に重大な支障を来すという場合は、これは更生法の適用になりますからね。そういう場合、ばたつと来る、突然来る可能性というのはあるんですよ。こういう点については、金融厅としては金融機関に対するどういふ監視をやつておられるか、ちょっと教えてください。

○西原政府参考人 私ども、金融機関について、いわゆる健全性をいかに確保するかという観点からは、常時、検査という形で資産を見るのと同時に、一方で、検査と検査の合間にときましても、いわゆるモニタリングと称しておりますが、いろいろな財務諸表にかかるデータを取り寄せまして、流動性も含めまして、そういうことのないよう常に常時監督をしているところでございます。

○日野委員 それはよくわかるんですが、更生法の適用の要件として、破産の場合は、これはもうみんなが今言つたように、業務に重大な支障といふことでもこれは更生法の適用の要件を満たしますから、そこは十分に注意しておいてもらわないと、ある日突然、更生法の適用になっちゃつた、あとは全部債権関係保全されちやつた、こういうことになると、つちもさつちもいかない、そういう事態が、私、想定されないわけじゃないと思うんで、こんなことになつたら、金融秩序、この健全性というのは保たれませんからね。ひとつ、十分注意してくださいよ。しかも、金融厅の検査に對して銀行が文句を言つているような状態で、いや、これは困つたことだな、こう私は思つていますし、非常に心配もするんで、そのところは、きちんと検査、モニター、あらゆる手段を使って、金融機関、特に銀行は指揮監督をやつてもらいたいというふうに思ひます。

それで、ちょっとこれはどうなるのかなと思うので、私もよくわからないので教えてください。

もし銀行が更生計画に基づいてある更生会社に対して債権を放棄するというような形をとつた場合、自己資本率は一体どうなりますか。

○西原政府参考人 お答えさせていただきます。銀行がいわゆる債権放棄をするというような場合、これは、不良債権についてオフバランス化するときにはよく行われる行為なわけですが、その場合は当然のことながら損失に計上しなければいけないということで、そういう面では、自己資本の額からいわゆる減少効果ということになります。それで自己資本比率が下がる要因になるわけですが、もう一方で、リスクアセットとして、貸出金がオフバランス化でもつて落ちる、減少するということで、いわゆるリスクアセットが減少するということが起ります。そういう意味で、自己資本比率が上がる要因と下がる要因があるわけでございます。

これは一般的に申しまして、いわゆる分子、分母で見ますと、リスクアセットの方が全体的に非常に大きい額で、それで、自己資本の方がそれに比べると八%とか一〇%とか、そういう割合でござりますので、仮に同じ額、分子、分母が引かれるということになりました場合には、いわゆる自己資本比率は下がるというような形にならうかと思ひます。

○日野委員 それから財務省にもちよつと伺つておきますが、今のようなケースの場合、オフバランス化する場合の税務上の取り扱いはどうなりますか。これは有税で償却することになりますが、無税で償却することになりますか。

○村上政府参考人 お答えいたします。今申し上げたケース、二通りあるかと思いますが、会社更生法の規定による更生計画の認可があつた、それで債権が切り捨てられた場合というケースと、単純に会社はまだ倒産とかそういう状態に立ち至つていませんが債権放棄したという二つのケースがあります。最初の、会社更生法の更生計画認可の決定により、金融機関が有する債権が全部あるいは一部切り捨てられた場合は当然、

その決定があつた日の属する事業年度において、貸し倒れとして損金に算入されます。それから別途、後のお話は債権放棄。債権放棄というのは、金融機関はお金を貸していますが、当該事業会社が、まだ倒産とかそういう状態に至つていませんが将来再建するために放棄する場合ということなんですが、それはその債権放棄が合理的な再建なんですが、それはその債権放棄が合理的な再建計画に基づくものであるならばといった、そういう合理的な理由があれば、これは寄附金課税によるかという問題なんですが、通常は寄附金課税にしないという取り扱いにいたしております。

以上でございます。

○日野委員 寄附金課税にしないというのは、これは国税庁の内部での取り決めでございますね。

○村上政府参考人 お答えさせていただきます。法人税法三十七條に寄附金課税の規定がございます。その寄附金に当たるかどうかの法令解釈通達というものは出しておりますが、その取り扱いといたのではなく、法令解釈通達の九四一、九四二というのを出しております。

○日野委員 次に、裁判所に伺います。

実は、この会社更生法の中で非常に多くの部分が裁判所の規則になつてゐるんですね。規則で決めますよ、こうなつてゐるんですね。

裁判所の人たちは非常にまじめな人たちで、企業の再建だと、ここはつぶそうとか生かそうとか、こういう場合はどうしよう、ああしよう、これは非常に商売人たちが手練手管を使うところです。そういうところにうまく対処できるくらいの経験というか力量というか、こんなことを言つちゃ失礼だが、非常にまじめにやつておられるところにこれをやらせるのはちょっとと氣の毒ではあるまいか、私はこう思うんですよ。どんな形で規則を決めていくこうとしておられるのか、ちょっととそのやり方を説明してみてください。

○千葉最高裁判所長官代理者 最高裁判所の規則の制定の仕方は、御承知のとおり、最高裁の裁判官会議で決めるわけでございますが、この規則を制定するに当たりまして、一般の有識者、それか

ら法律実務家の意見を聞きながら具体的な規定を定めていく必要があるというのをございます。

今回の会社更生法の改正に伴う規則の整備はまさにそうございまして、我々もいたしまして、その場合には、最高裁の中に規則制定諮問委員会という組織がございますが、そういうものを開きまして、この規則制定諮問委員会に諮問をする、そこで調査審議をしていただいて、その建議を受けて裁判官会議で決める。この規則制定諮問委員会につきましては、会社更生手続について非常に知識経験のある人、それを委員に選んでいる、こういうわけでございます。

○日野委員 会社更生についての裁判所の決断といふものは、ある意味で政治的なといいますか、基準を決めればそれにすぐ当てはまって、ぱっと右か左かが決まるというような問題ではない、裁判所のかなり政治的な判断なんかもつきまとうだろうと私は思っているんですよ。そういう点、大丈夫かと言えば大丈夫ですと言うに決まっていると思うんですが、そういうところを大丈夫なようになるためには、この諮問委員のメンバーにどんな人たちが入るのか、これが非常に大事なところだと思う。固有名詞を聞こえとは思いません。どんな人たちに集まつて審議してもらうのか、ちょっと教えてください。安心できるかどうか。

○千葉最高裁判所長官代理者 一般的に申し上げますと、規則制定諮問委員会の委員は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員または学識経験のある者から最高裁が任命する。

この会社更生法の規則の制定につきましては、民事の規則制定諮問委員会とになります。現在の民事の規則制定諮問委員会の構成でござりますが、学識経験者が四名、弁護士が五名、それから法務省等の関係官庁の職員三名、裁判所関係者が十名、こういうメンバーで規則が制定される、こういうことでございます。

○日野委員 ここは非常に大事なところで、ひとつこれは裁判所も腹を据えてやつてもらわなくちゃならぬ場面だな、こう思いますので、しっかりと

りやつてもらいたいものだ、こう思います。

それでは、私、さつきから倒産法制の流れについてずっと聞いているんですが、倒産法制の流れ、こう言つてきたわけなんですが、幾つか大事な問題がやはり積み残しになつていて、そういう問題がございます。

さつき、松島委員でしたか、DIPファイナンスの話をされておられた。そういう新しい種類の債権、これができるのかどうか、超優先債権とい

ますか、そういうものができるのかどうか。今度は保全されると公租公課までもう押さえ込まれるわけでしょう。そういう中で、超優先債

権、弁済債権のようなものはできるのかどうか、ちょっと専門家の意見を聞いておきたい。

○房村政府参考人 いわゆる会社更生手続が始まつた後に、その支援としての融資を受けたときに、その融資を手続上どこまで優遇するか、こういうことでございます。

現行法は共益債権ということにしておりまして、今回の改正はそれを基本的に維持しているわけですが、アメリカなどでは、共益債権の中でもさらにはプライオリティーの高いスーパー・ブライオリティーを与える、最優先のものとすると、そういうような扱いをしないと融資が受けられない教えてください。安心できるかどうか。

○千葉最高裁判所長官代理者 まず第一に、再建支援融資の債権、これを保護するというのが現実に問題となるのは会社更生手続が不成功に終わつた場合。成功してしまえば別にどの債権もそれなりの満足が得られるわけですから、結局それが問題がないわけです。ですから、結局それが問題になるのは破産手続に移行した段階であります。

そうしますと、破産手続の中でその債権をどう扱うかということになりますし、そうなりますと、破産手続の中で扱われる他のそれぞれの債権との

関係、それを実体法でどう決めているか、こういうこととも当然関連いたします。そうしますと、会社更生法の中だけで検討するということには無理があるのでないか、こういう指摘がございました。

それからまた、我が国で再建支援融資というものが認識をされたのはごく近年のことです。これがいつものとおりであります。そういう実際としての実例もそう多くない、こういう段階で、実効性のある制度的手段としてどのようなものが必要かということが見きわめられるのか、こういう御指摘もありました。

また、再建支援融資を活発にするというのは、単に更生手続法あるいは倒産法の保護の程度だけではなくて、金融のあり方とかビジネス慣行とか、そういうものとも関係するのではないか、こういうようないろいろな指摘がありまして、少なくともこの会社更生法の検討の中でこれについて結論を出すというのは難しい、こういうことで、今回は会社更生法の改正作業の中では扱わないとしたわけでございます。

○日野委員 もう一つ、DIPファイナンスと同時に問題だなと言われている部分に、いろいろな財産権の証券化が進みますね。その証券が転々流通している場合の、その証券を持つている債権者に対する取り扱い。それから、私、これはどうなんだろうと思ったのは手形です。手形も転々流通して、そして提示されたとき、その保全がなされたときに、これは交換所の方ではどう取り扱つていいのか。こういう幾つか、ちょっとと考えざるを得ないなと思う点があるんですが、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 手形のことは、これは手続が始まりますとともに不渡りになつてしまつますので、ちょっとおきました、おつしやった証券化の場合でございます。

これは一般に、そういうファンダになるようなものを持っている、例えば債権であるとか不動産であるとか、そういう証券化の対象になるものを持っているところが、いわゆるSPC、特定目

的会社にそれを譲渡いたします。そして、その代金を受け取る。SPCの方では、その対象物件から上がる利益をもとにいたしまして証券を発行して、上がる利益で利払いなり償還なりをしていく、こういう仕組みになります。

問題になりますのは、証券化したところが会社更生手続が始まつた場合に、その証券所有者がどうなるかということが多分問題だらうと思いま

す。一般的に申し上げますと、証券化のスキームがきちんとしている限りは証券を持っている人はSPCから償還あるいは利払いを受けるということがありますので、その証券を持つている人については直接的には会社更生手続は影響を及ぼさない。SPCと証券化した会社との間は、会社更生手続の中で債権債務関係があればそれが解決を図られていくということではないかと思っておりますが、これもいろいろな仕組みがありますので、SPCもとしてもさらに勉強を続けて、今後問題があれば必要な対応策を考えていきたいというぐあいに思つております。

○日野委員 では、今度はいよいよこの法律の中身に入つてきます。

私が関心があると言つたのは、まず、債権者がその債権の権利圧縮についていろいろ心配する点、それから手続の簡略化ということが債権者を害しないかという点、そういう点なんかに非常に私としても関心を持たざるを得ないわけですが、まず、管財人のところについて伺いましょう。

六十七条三項になりますか。

管財人については、取締役でも百条一項の適用を受けることのない者は管財人になれることになりますね。そこで、ちょっと伺いたいんですけど、大体そういう一百条一項の適用以外の者の典型例といふのは、どういうことが想定されているわけなんでしょう。実務上、わかりやすいようにひとつ。

○房村政府参考人 従前は、管財人の欠格事由については特段の定めがなかつたわけございません。ただ、運用としては、会社更生を申し立てた会社の現役の取締役の人たちは管財人にしない、

こういふ扱いがほぼ確立していったわけでござります。

ただ、中には、例えば会社がおかしくなつて支援企業からその会社に送り込まれまして再建計画を立てる、それに従つて会社更生の申し立てをするというような場合もあるわけでございます。そういう場合には、会社がおかしくなつたことについて当然その取締役として責任があるわけではありますし、また、再建のためにわざわざ選ばれた人材でございますので、能力的にも管財人として必要な能力を満たしているということがあろうかと思います。裁判所としても、従来のあれからすればその人が再建の中心になつたというようなことからすれば、管財人に選ぶということが場合によれば望ましいということもあるうかと思いますが、従来の扱いでいきますと一律にそういう方を選ばないとしておりましたので、今回、そういう方は選んでも問題がないということを明らかにするという趣旨も込めまして、欠格事由としてこの規定を置いたということでございます。

〔園田委員長代理退席、佐藤(剛)委員長代理着席〕

○日野委員 会社更生法は民事再生法と並行して置かれているわけですね。ですから、私は、民事再生法の処理方法と会社更生法の処理方法というの本は同じようなものの方が望ましいんだと思うて思つてますよ。民事再生法の方はいわゆるDIPの方式をとつていて、つまりそれまでの取締役やなんかがそのまま居残つてやつていうのはわかるけれども、民事再生法でやつているところに会社更生法の手続がぱつとかかってくれば、民事再生法の方は手続がとまつちやうわけですね。そして、会社更生法の方に移つていくわけなんです。そういつた点もありますからこらは同じように進めたらどうかと思うんですが、管財人の選任の仕方というものはDIPの方針を受けたものなかどうか。

○房村政府参考人 実は、会社更生法で民事再生法と同じようなDIP型、すなはち従前の取締役が原則として残つて経営を続けるということをとるかどうかということも大分議論されました。

民事再生法をつくるときには、アメリカにおいては、このDIP型が広く用いられている、日本においても、現経営陣がすべてかわらなければいけないということが利用の妨げになつてゐるという声もありましたし、特に中小企業につきましては、その経営者、その人だからこそ経営が成り立つといふような場合が多い。こういう指摘を受けまして、民事再生法では、従来の会社更生法の考え方とは違つて、申し立て時の現経営陣が原則としてその経営に当たるという手続をつくつたわけでございます。ただ、そういう現経営陣に問題がある場合はございませんので、それは管財人を選任するあるいは監督委員を選任するということを再生法では行つております。

会社更生法についても同じような仕組みにすべきではないかという御意見もございました。ただ、御指摘のあつたモラルハザード、特に会社更生法の場合には、担保権まで持つてゐる人たちに対しても、その権利が場合によれば減免を受ける、こういうような強い制約を課す、その場合に現経営陣がそのまま会社に残るということにしてしまつと債権者の理解協力が得られないのではないか、と法律家管財人と事業家管財人、これをペアで選んで、そのお二方の協力で更生手続を進めていく。そのお二方が中心となりまして、必要な管財人補佐等を使って手続を進めていくということになりますので、この規定が新たに設けられたからといつて、会社の取締役の方々を大勢管財人にする、これを裁判所が監督するという体制を維持しよう。

ただ、別にDIP型そのものを採用するわけ

はありませんが、従前の経営陣の中にも、経営責

任がない、しかも今後の会社の更生のためにそ

のと、この取締役会を構成していいた連中は自分の部

下として使っていきましょう、単なる従業員とし

て使っていきましょう、こういうことが成り立つ

んじゃないですか、どうですか。

ざいます。

○房村政府参考人 現行法におきましても、管財

○日野委員 私、この規定を見ておりますと、現の大きい会社の取締役会の姿というものいろいろ比較してみるとわかります。現在の会社の取締役会というのは、取締役としてそれぞれ独立していよいよ書いてあるけれども、実際は独立していませんし、また、再建のためにわざわざ選ばれた人材でござりますので、能力的にも管財人として必要な能力を満たしているということがあつたと思ひます。裁判所としても、従来のあれからすればその人が再建の中心になつたというようなことからすれば、管財人に選ぶということが場合によれば望ましいということもあるうかと思いますが、従来の扱いでいきますと一律にそういう方を選ばないとしておりましたので、今回、そういう方は選んでも問題がないということを明らかにするという趣旨も込めまして、欠格事由としてこの規定を置いたということでございます。

○桑田政府参考人 今法務省の方からもお答え申し上げましたけれども、確かに、民事再生法上では、データー・イン・ボゼッショーンということで、従来の経営者の方が経営に参画をする。これは、中小企業におきましては、特に中小企業の経営者が自身が能力を持っておりまして、それによって経営が左右されているということはあるうかと思ひます。片方で、大規模な会社になりますと、やはり一方ではモラルハザードの問題というものがござります。

○日野委員 では、今度は、取締役の責任がここでは問われているわけですね。それで、取締役の責任ということを考えてみますと、この改正案に責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当該役員の財産に対する保全処分、こう書いてある。似たような規定は旧法にもあるわけですね。

そういう意味で、経営の再建においては、通常、當者は緊張感を持って全力で経営の再建に当たるという観点に立ちました場合に、その企業の再建の、データー・イン・ボゼッショーンといいますから、基本的には従前の、やはり裁判所の任命する管財人に会社の経営権と財産の管理権を与える、それを裁判所が監督するという体制を維持しよう。

ただ、別にDIP型そのものを採用するわけ

はありませんが、従前の経営陣の中にも、経営責

任には何人か選べます、複数人。その人たちが、

ではこの取締役会を構成していいた連中は自分の部

下として使っていきましょう、単なる従業員とし

て使っていきましょう、こういうことが成り立つ

んじゃないですか、どうですか。

ざいます。

○房村政府参考人 こういう場合、どうなんですか。管

財人には何人か選べます、複数人。その人たちが、

ではこの取締役会を構成していいた連中は自分の部

下として使っていきましょう、単なる従業員とし

て使っていきましょう、こういうことが成り立つ

んじゃないですか、どうですか。

ざいます。

○房村政府参考人 では、今度は、取締役の責任がここ

では問われているわけですね。それで、取締役の

責任ということを考えてみますと、この改正案に

は、九十九条の一項一号、そこに、会社の役員の

責任に基づく損害賠償請求権を保全するための当

該役員の財産に対する保全処分、こう書いてある。

似たような規定は旧法にもあるわけですね。

ところが、旧法はいろいろ、こんな場合、なんの場合と書いておいて、そして、及び損害賠償の責任、こうなつて、いるわけです。ところが、それを切つちやつて、この改正法の条文では、ばかり損害賠償請求権、こう来るわけです。この間の違いはどういう違ひなんですか、というのは、私は、答えは大体想像がつくんです。ただ、この間、会社の役員の責任の追及というのは非常に厳しくなつた、それをこれは反映して、何かここに意図があるのかな、こう考えるのですから、あえてお尋ねします。

○房村政府参考人 御指摘のように、改正前の七十二条では非常に細かく書いていたものを、今回九十九条ではごく簡単に書いておりますが、内容的には全く一致しております。やはり商法上の責任ということでございますので、その点については全く変わっておりません。

○日野委員 取締役の責任というのは、コーポレートガバナンスに関する意見が非常に鬱わされるようになつて、そして取締役の責任の内容も変わつてきました。そうしますと、ここで保全ということを言つて、いる場合、いわゆる商法上の責任、これは、故意、過失がある場合、過失についても、重過失か軽過失かによつて違つてきますわな、それから経営責任、まあ債務不履行か不法行為からぬけれども経営責任と、いろいろなケースが考えられるんですが、まず、これは経営責任について規定したものと考へてよろしゅうござりますか。

○房村政府参考人 経営責任という言葉にもよるわけですが、ここで規定しておりますのは、商法二百六十六条に基づいて取締役等が負う損害賠償義務のことを意味しております。

○日野委員 非常に重い責任ということになります。それを実は裁判所はどう取り扱つていくかと、いうことになると、これは決定でやれるんですね。決定でやるということになると、条文にも書いてあります、疎明、審尋、これによつて決定する、こうなつて、いる。もちろん、後には裁判手続があ

措置されております。

○房村政府参考人　この取締役等の損害賠償請求権に対しまして、査定という決定手続で責任追及ができる、こういう仕組みは、今回の改正前から措置されております。

これは、やはり会社更生に至るような場合、しばしば、取締役等が違法行為を行つて、その結果、更生のやむなきに至つたという場合があり得るそういうことから、この会社更生手続の中では、その原因となった取締役等の責任をできるだけ迅速に明確化したい、こういう要請から認められているものでござります。また、会社更生手続では当然、その会社の状況等についての資料が豊富でありますので、また、その責任判断に必要な資料も集まりやすい、こうすることも加味されているかとは思います。

かしいのですが、集会としての機能が果たせない、こういうような場合には、集会にかかるもの、書面による決議というようなことも活用できる、そういう仕組みを考えまして、今回任意的なものとしております。

また、それだけ多数の方になりますと、集会を開いても集会としての機能がおよそ果たせない。集会というのはやはり、「一堂に会してお互いに十分な議論を尽くして、そして問題を見つけ解決策を探っていく」ということです。余りにも多くの方が集まりますと、そのような集会としての機能を果たすことが難しくなる、こういう場合があるを得るということをいろいろなところから御指摘を受け、裁判所において、そういう各会社の実情に応じて集会を開く、あるいは集会を開いたのであってもまとまらない、まとまらないと言うところ

○房村政府参考人 会社更生手続の対象となりますが、大規模会社、特に上場会社のような場合、債権者あるいは株主含めて、関係人が非常に多数に上るという場合がございます。そのような多数の方々を集めて集会を開こうとしたとしても、まず場所の確保から問題になるというくらい集会を開くことが困難であるという実情が指摘されておりま

かりやりなさいよといふ警鐘を鳴らしておくといふことは非常に大事だというふうに私は思いました。

利害関係人に送付するなどの情報提供のための適当な措置をとらなければならない、こういう規定が設けられる予定になつております。現に、民事再生法におきましては、民事再生規則の六十三条にそういった趣旨の規定が置かれておりますので、それと同趣旨のものを置く。このような種々の配慮をいたしまして、関係人集会を任意なものとすることによって関係人が不利益をこうむらないように配慮をしているところでございます。

○日野委員 財産状況報告集会、これが開かれるという場合はまあいいんだが、これもまた関係者

かれない場合には、これに備えて、開かないとき  
であつても、管財人はこの財産状況報告集会に報  
告すべき事項と同一の事項を記載した報告書を裁  
判所に提出しなければならない、こういう規定を  
置きました、あわせて総則で、閲覧、謄写の規定を  
を整備いたしましたので、関係人はその報告書を定  
然に見ることができる、こうしております。

さらに、これは法律には書いてございませんが、  
裁判所規則において、財産状況報告集会が開催され  
ない場合には、管財人は関係人説明会を開催する  
場合、ある、は才善兄弟等に開くする報告書を要領とし

す。これがある場合には関係人集会が必要的に開かれる、こうすることになります。

それから、従来の関係人集会で必要的とされておりました第一回関係人集会、これは、会社更生手続の開始に至った事情を報告し、利害関係人が会社の業務及び財産の状況について意見を述べ得る、こういう目的で開かれるものでございますが、これについては、任意的にいたしました関係で開

と聞いていくといふメカニズムというのもやはりないと私はいかぬと思うんですね。そういうメカニズムの用意はありますか。

が多いとなると、これも開かないで、そして、じや文書か何かで何らかの方法でお教えしましょうと。これはどうも裁判所の規則のことに行くようですね。裁判所、ここはどんなふうになるか、見通しますか。まだ審議会やらないとダメですかという話が出てくるんだろうと思うけれども。

○千葉最高裁判所長官代理者 委員御指摘の問題は、法制審議会の倒産法部会でもいろいろ議論がございまして、そういう状況を踏まえまして、報告集会を開かない場合の代替措置につきましては、必要な規則を設けるという方向で考えてござります。

こと」なんという、これはどうやつてそこの担保はあるのよと、私なんか意地悪な目で見ればそのう言いたいようなのがずっと並んでいるわけですよ。これが恣意に流れない担保というのはあるんですか。

それで、この代理委員というのは、特に銀行なんかの預金者がいるというような場合、金銭の手交渉など、どういうふうにこれはなさるおつもりなのか。実務上のこともありますから、大体ああるんだなというのはわかりますけれども、実務上の指針としてもひとつ教えてください。

○西原政府参考人 金融機関の場合ですけれども、先生おっしゃいますように、預金者という大変たくさんのお債権者がおります。したがいまして、いざこういう処理を行っていく際には、これをどういうふうに扱うかということでその進行度合いが変わってくるということになるわけですが、更

○日野委員 もう一問。代理委員と同じような役割を、保険機構はその一千万円を超える部分についても果たしますかということ。

○西原政府参考人 その面では、同様の機能を果たすということになろうかと思います。

○日野委員 時間がなくなつちやつたんで、これからがちょっと脂っこいところに入ろうかと思つていたんですが、法案八十三条で時価主義をとることになりましたね。

この時価で苦労して苦労している人たち、みんな時価で苦労しているんですね、この倒産関係を

やるときは、旧法の考え方では、評価基準が不透明だとか、個々の資産と企業継続価値がどうもよくわからぬとか、いろいろな批判があつたことはよくわかつております。しかし今度は、時価とは何かということで、同じような悩みを悩むんじやないかと思うんですよ。不動産なんかは一物三価ですわな。時価というのは一体何なんだ。このところはどういうふうに決めるつもりです。

○房村政府参考人 今回、財産の価額の評定につきましては、八十三条で御指摘のようにこれを時価としております。

その時価とは何かということですが、これは、いわゆる市場で、特に売り急ぎとか買い急ぎとか、そういう状況なしに形成されるそのものの適正な値段、こういう理解でございます。

一方、従前の、会社が継続するものとしてとい

う継続価値、これについてはまだいろいろな考え方があるございまして、特に、会社全体の継続価値と、いうことになりますと、会社が上げ得る収益を予測しまして、それに基づいて収益還元法で会社の全体としての価値を算出し、それを各財産に割り振っていく。この財産に割り振るときには、収益に対してその財産がどれだけ貢献したかというふうことを考慮して決める、こう説明されておりまして、実際に非常に複雑な、しかもわかりにくいくらいの指摘を受けていたわけあります。

債権者委員会では、委員の数が三人以上で最高裁規則で定める人数以内であることとか、一項二号、二号、三号とこうあります。この規定を見る限りと、「更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること」過半数なんですね、そんなふうになつていて、また第三号では、「当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められ

ますな、最終的には。  
それで、私もつと気になるのは、いわゆる代理委員なんですね。ここについてはもつともつといろいろ聞きたいんだが、代理委員を選任することは裁判所が勧告して、勧告しても選ばないときは職権で選任をする、こうなつていいわけですね。これは前の規定にもあつたわけだが、余り利用されてこなかつたわけです。

第一類第三号 法務委員會議錄第九号 平成十四年十一月十九日

時価にいたしましても、もちろん、理想的ないわば一種の市場を考えて、そこでの適正な価値ということではありますので、一義的に明確ということではありませんが、従前の継続価値に比べれば、やはりそこはわかりやすい。商法における通常の物の評価がまさにこの時価で行つてゐるわけでございますので、会計的にも評価が容易ではないか、こういうぐあいに考えております。

の行為も行う、こういう非常に強力な力を持つたものでございますが、それだけに非常に時間がかかる。そういう意味で、一番強く主張されましたのは、会社更生法の手続が時間がかかる、こういうこと、使いにくいと。それに比較しまして、平成十一年につくりました再生法、これは非常に使いやすいという評価をいただいております。

そういう意味で、今回の改正の主眼は、まさに今申し上げたような会社更生法の基本構造を維持しつつ、再生法のような使いやすさ、あるいは迅速さ、これをいかに取り込むか、こういう観点でやったものでございます。

○山内(功 委員) しかし、最初 法制審議会での審議の過程では、会社更生法に関しては、議論が少し煮詰まらない、スローテンポの議論だったような報告も受けていますが、審議の過程でどんな

る時価というようなもの、これをうまくきちんと  
つかまえて最高裁の規則に載つけてもらわないと、これは実務が動かないということになつてき  
たりなんかするんじゃないかなという心配もあり  
ますし、特に担保物の価額ですな。これは売つた  
ときにならないと現実化しないわけですからね、  
時価はなんばでござりますなんて言つていたつて  
そんなものの役に立たないわけですね。そういう  
いろいろな点で心配はありますので、そこいらは  
万遺漏なきを期したいな、こう思います。  
ほかの省庁も来ていただいて、もつと聞きたい  
こともあつたんだが、漏れてしまつたところはひ  
とつお許しください。

○佐藤剛 委員長代理 次に、山内功君。  
○山内(功委員 民主党の山内でございます。  
まず、今回の会社更生法の改正案が出たということは、現行の法律にどういうような問題点があつたからなんでしょうか。  
○房村政府参考人 基本的に申し上げますと、会社更生法というのは、担保権者あるいは優先債権者、株主、こういったものすべてを取り込んでおられますし、また、更生手続の中で会社の組織再編

点が具体的な争点になつていつたんでしょうか。  
○房村政府参考人 今回、平成八年の十月以来、  
倒産法制をずっと法務省は検討してきているわけ  
でございます。当初の審議は、御指摘のように余  
り会社更生法は中心になつております。それは、  
当時、日本の倒産法制を全局的に見直すというこ  
との中で、緊急性が高いのはやはり会社更生が余  
り対象としていない中小規模あるいは個人の再建  
手段、これがその当時和議法しかございませんで  
したので、これの整備がやはり緊急課題だろう、  
そしてそれに次いで、そういった個人の再生、そ  
して清算手続の基本である破産法、こういったも  
のに問題が多いという認識からそちらが先に議論  
されたわけでございますが、その後、審議を進め  
ていくにつれまして、会社更正法についても相当  
大幅に見直さなければいけないということになりました  
まして、会社更生法について今回のような大幅な  
改正をお願いすることになつたものでございま  
す。

○山内(功)委員 最高裁にお聞きしますが、会社更生申し立て事件の事件数の推移とか平均審理期間、あるいは再生申し立て事件と対比しての顕著な特徴とか、そういうものがございましたら教えてください。

○千葉最高裁判所長官代理者 事件数の関係でございますけれども、会社更生事件の申し立ては平成十三年でいいますと四十七件、今年度は九月末まで八十六件の申し立てがされておりますが、民事再生事件は非常に多くて、昨年度は千百十件大ざつぱに申し上げますと毎月百件程度の申し立てがある、こういう状況でございます。

ということです。○山内功委員 最高裁にお聞きしますが、会社更生申し立て事件の件数の推移とか平均審理期間、あるいは再生申し立て事件と対比しての顕著な特徴とか、そういうものがございましたら教えてください。

○千葉最高裁判所長官代理者 事件数の関係でございますけれども、会社更生事件の申し立ては平成十三年でいいますと四十七件、今年度は九月末まで八十六件の申し立てがされておりますが、民事再生事件は非常に多くて、昨年度は千百十件大きさっぱり申し上げますと毎月百件程度の申し立てがある、こういう状況でございます。

審理状況につきましては、先ほど申し上げました、会社更生事件につきましては、現状では申し立てから開始決定まで平均で約四ヵ月、開始決定から更生計画案提出まで二年、開始決定から認可まで二年三ヵ月という期間でございますが、民事再生事件につきましては、これは大規模な方裁判所十三席で法施行後一年間に申し立てがあつた事件についての調査でございますが、申し立てから開始決定までの期間は一ヵ月弱、それから開始決定から認可決定までは約六ヵ月といふ

を認めるかどうか、いわゆるD·I·P型を認めるかどうか、という点が相当議論をされました。それから、更生会社の財産の評定及び更生担保権の評定の基準、これをこの改正法では時価としておりましたが、時価にするのかあるいは処分価額にするかというような点をめぐって相当議論がなされたしました。また、更生計画認可前の営業譲渡について株主総会の決議を必要とするかどうかという点は、相談議論された点でございます。あと、可決要件としては、特に更生担保権者の議決権五分の四四分の三と今回緩和しておりますが、この点もどうなさるかという点で相当の議論がなされま

ことで非常に速くなっている、そういう結果が出ております。

○山内(功)委員 さうの企業重建についても民事再生手続を使って再建していくわけですから、会社更生手続を使いややすくするという今回の改正が必要性に乏しいのじゃないかという議論もあるようなんですが、その点はどうでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、そこへ、大規模な会社でございますが、これは民事再生法を使つて成功しております。そういう意味では、民事再生法は一応中小企業を念頭には置いておりますが、大企業が使ってうまくいく場合もございます。

ただ、民事再生法は、先ほども申し上げました  
が、担保権つきの債権であるとか優先権のある債  
権あるいは株主、こういったものは手続の外に置  
いておりますので、大規模会社で担保権者が非常  
に多数いる、しかもその間の意見が一致していな  
い、こういうような場合に再生手続で再生をする  
ということは非常に困難でございます。そういうの  
場合には、実は、私的整理が先行しておりますと  
担保権者のほとんどとの同意を得ていた、こういう  
背景事情がありましたが民事再生手続でも再生  
が成功したということをございまして、そういう  
特別な事情がない、多くの関係者がいて、しかも  
意見が違うというような大企業が再生手続を利用  
するということはやはり難しいだろうと思いま  
す。現実にも、最近、民事再生手続の申し立てを行つた相当の大きな会社が、うまくいかずには会社  
更生手続に移行しているという例も相当数見受け  
られますので、やはりそういう限界はあるのではないかと思っております。

○山内(功)委員 昨年の更生申し立て事件数が四  
十七件で、ことしが九月まで既に八十六件にも  
上っているということ、そして更生法の改正案が  
強い効力を現行の法律に比べて付与しているとい  
うことからすれば、会社更生法案というものを  
もっと早く国会に提出するべきだつたんじゃない  
ですか。

○房村政府参考人 そういう御指摘を受けますと

議のほどをお願いいたします。

いて質問をさせていただきます。

規模な会社になりますと、経営者の個性ということが中小企業ほど強くは影響しないということも考へて、やはり今回も管財人を選任するという形を維持したということをございます。

成功するかどうかというのは、やはりひとえに責任の管財人を探せるかどうかということにかかっていると言つても過言ではない。もちろん、関係者の協力がなければ、いかにも有能な管財人を選んでも成功はしませんが、やはり、可と云つても皆

至らせた無能な取締役を全員排除して、管財人が債務の極端に減った企業を、そして優秀な労働者の皆さんを残して企業を再建していく」という手続

て、道義上悪い、あるいは社会的にあの人は責任

おいても、調査委員に調査命令を出し、あるいは監督委員ご答辯人として職任かどうかとハシゴシト

○房村政府参考人　原則として管財人による管理の方法をとるか、あるいは経営者が引き続ぎ行うかということは、制度の立て方としてはあります。が、どのような考え方をとるにしろ、会社をおか成八年の十月から法務省として日本の倒産法制度を全面的に見直すという作業を始めたわけでござります。

一括して改正しようということで作業を進めておりましたが、その後、バブル経済崩壊、不況の長期化、それに伴って倒産事件がふえる、こういう事態が生じましたので、時間をかけて一括して改正するよりも緊急度の高いものから順次やっていく、こういう方向転換をいたしまして、そのままで第弾として平成十一年に民事再生法案

しくした、御指摘のような無能な人をそのまま置くわけにはいかないわけでありまして、D・I・P型をとりました民事再生法におきましても、現経営陣にそのまま経営を続けさせたのでは問題がある場合には当然管財人を選任できる、こういう手続も用意しております。

そういう意味では、現に経営に当たっている人

て、おつしやるような道義的責任あるいは経営的

か。別途、皮質管材にてリストをつく

心とする民事再生法の一部改正、それから外国倒産処理手続の承認援助に関する法律、こういうものを行ったわけであります。  
引き続き、残っております会社更生と破産法の  
界の事情に明るい、こういうようなメリットもござります。しかし同時に、従来の会社がおかしくなったことについて責任がある場合も相当数あるだろうと思います。そういうような事情を考慮し

す。

適切に選任することができるのかということを小元真二、山田洋次、大庭昭三、佐野元春。

これはいざれも二百条を超す相当大きな法律でござる人の能力をどこまで生かすのか、あるいは、手本ハギミニシ考ニテ原判ニテ交代ノリハ

と、テンポアップを図っていますよね。そうする

しては、件数が非常に多いということもあります

りでにはございませんが、やはり本日間を取らなければ、  
て、今回何とか見直しの終わった会社更生法をま  
考考え方の問題だらうと思います。

うのですよ。優秀な管財人というのが更生会社のいいが、三井銀行の二番目、三井の二番目。事実管財へも目

事務内容も定型的な面が多いということであらじう候補者のリスクを作成して選任をすると、

来年の秋の臨時国会には破産法をお出します。ただし、日本は、やはりそういう意味では、「ハーフティック」は経営者の方の能力であります。ただ、日本は、やはりそういう意味では、「ハーフティック」は経営者の方の能力であります。

役を管財人にしてしまえというような考慮が働く

これに対しまして、更生事件につきましては

しかし」とおっしゃる事で、御指摘のように、もつと早くできればというご意見を考慮しまして、私どももD.I.P型でお願いいたしましたが、会員登録につきましては、

○房村政府参考人 御指摘のように、会社更生が

財人におきましてもやはり企業経営という面が、

第一類第三号 法務委員會議録第九号 平成十四年十一月十九日

それとやはり会社の業務内容や規模、事件の個性に応じた管財人を選任する、こういうことが重要になってくるわけでございます。さらに、管財業務の処理には、高度な法律知識はもちろん必要ですけれども、経営的な観点からのノウハウも必要ですし、税務や会計などの知識も要求される。おのずと、選任される範囲というのは狭まってくるわけでございます。件数も少ないとこもございます。現実には、東京、大阪のようなどろは特にそうでございますけれども、過去に管財人あるいは管財人代理として実績のある人、そういう人を承知しておりますので、そういう人から選任をするというやり方をしております。

事業管財人につきましては、これもリスト的なものはつくられていないわけでございますけれども、これもやはり企業経営はさまざままでございまして、適任者も業種や規模によつて異なるわけでございますので、あらかじめそういうものをリストとしては持つていません。

さらに、事業管財人の場合には、スポンサー企業を見つけまして、そこから派遣されるという場合がほとんどでございますので、あらかじめリストアップするということにもなじまない。そういう形で、実際には、スポンサー企業を選ぶというのは大変な作業でございますけれども、事業管財人を選ぶのに大変苦労するということはそれほどないのではないかというふうに考えております。

○山内 功 委員　更生申し立てをされれば、株券はバアになる、債権額は例えば十分の一に減らされれる。これから弁護士の数も多くなって、アメリカ型の訴訟社会になるんじゃないかと思うのですよね。ですから、いつどういう時点で責任を追及する内容証明が来たり、訴訟が提起されたりするかもわからぬ。そういう状況で、腰の落ちつかない経営者が管財人になつた更生会社は不幸だな私とは思うんですけれども、例えばそこに労働組合があつたり、あるいは、いわば引つかつてかりりしている債権者、そういう人たちも、取締

役の経営能力とか手腕、そういうものについてはかなりの能力を持つておられると思うのですけれども、そういう人たちに意見を聞くという手続規定は必要ないのでしょうか。

○房村政府参考人 まず、「二十二条に、裁判所は、更生手続開始の申し立てがあった場合、原則として労働組合の意見を聞くということになつております。

更生開始決定をする場合には当然に管財人を選任しなければなりませんので、その前の段階で労働組合から意見を聞く場合には、労働組合としては、管財人として適当な者についての意見も言えるということになつております。

それから、債権者についてはそういう事前の意見聴取の定めはございませんが、開始決定後、第一回の財産状況報告集会が開かれれば、その場で管財人の選任について意見を言うことができます。また、この集会が開かれない場合には、書面で裁判所に意見を言うことができる。

こういうことで、いずれにいたしましても、管財人の選任については裁判所に対し意見を言う機会は保障されております。

○山内(功)委員 それでは、次に、会社更生法の申し立ての要件の中に、更生の見込みについては不要としたということ、そして、更生計画によらない営業譲渡を認める制度を設けたことによつて、乱用的な申し立てといふんですか、ためにする申し立てがふえるんじやないかというおそれはないんでしょうか。

○房村政府参考人 まず、今回、更生手続開始の要件を緩和いたしまして、更生の見込みの有無を裁判所の判断対象から除外をしております。そういう意味では、それだけ開始決定が容易になつてくるということがございます。しかし、これは、手続を開始して、その後の手続の各段階の中での見込みについては判断をして、その見込みがないことが明らかになつた場合には会社更生手続を終了させる、こういうことを考へていてるわけでござります。

口は広げるけれども、手続の中で迅速にその見込みを判断していこう、こういう考え方でございまして、特に、開始の要件から更生の見込みの有無の判断を除いたということから、乱用的な更生手続開始の申し立てがふえるということはないだらう、こう考えております。

それから、営業譲渡の点でございます。

更生計画によらない営業譲渡を認めるといったしましたが、これは、専ら更生計画によつてのみ行うものとすると、その時期を逸して、かえつて利害関係人の利益を損なう場合もあるということから、更生計画によらない営業譲渡を認めることとしたわけですが、この場合にも、営業譲渡によつて利害関係人の利益を不当に害することのないよう、裁判所の許可を必要とする、こうしております。また、裁判所は、営業譲渡の許可をする場合には、債権者、労働組合等の意見を聴取しなければならない、こういう規定を設けておりまますので、これらによつて営業譲渡の許可の適正さは担保されると考えております。

したがいまして、今回、更生計画によらない営業譲渡を認めましても、これを利用しようとして、乱用的に更生手続開始の申し立てをするといふことはないだらう、こう考えております。

○山内 功 委員 それじゃ、裁判所は、営業譲渡を許可する際に、具体的にはどのような基準で判断するのですか。

○房村政府参考人 これは要するに、更生に必要かどうかということになるわけでございます。

営業譲渡は、先ほども申し上げましたように、本来は更生計画でやるというのが原則でございますが、これを貫きますと、会社の更生申し立てにいものになってしまつ、こういう場合があり得ることを考えまして、早期に営業譲渡を認めようとしたものでござりますので、裁判所としては、営業譲渡の許可に当たりましては、営業譲渡を早期

に行わなければならぬのかどうか、すなわち、  
営業譲渡を待つていたのでは非常に劣化してしま  
う、そういう事情があるかどうか、こういうこと  
を当然判断することになります。また、具体的に  
なされる営業譲渡の対価等が相当なものかどうか  
か、こういうことを判断する。  
それらを総合いたしまして、早期に営業譲渡を  
行なうことがこの会社の更生手続の目的を達するた  
めに必要なものなのかどうか、こういうことを判  
断して許可をするということになりますし、その  
判断のために債権者あるいは労働組合等の意見を  
聞く、こういう手続になつております。

○山内(功)委員 呉生計画によらない営業譲渡に  
ついては、確かに労働組合の意見を聞くという規  
定はございますけれども、従業員が移動する、あ  
るいは移動しないにかかわらず、まだ更生計画に  
沿つた会社運営が行われていない段階での営業譲  
渡なわけですから、労働組合からの意見を聞くと  
いうにとどまらず、労働組合との協議を要件とす  
るというふうには考えませんか。

○房村政府参考人 営業譲渡を行うときに労働組  
合との協議を要件とすべきかどうかというのは、  
会社更生に限らず、一般的な問題でもあるうかと  
思います。

特に、会社更生手続における営業譲渡を考えま  
すと、営業譲渡というのは一般的に、営業秘密等  
の漏えいを防止するために、限定された範囲の者  
の間で交渉が進められる。しかも、更生計画によ  
らない営業譲渡を考える場合は、当然、それを待つ  
ていたのでは目的が達せられなくなるほど資産の  
劣化、営業の劣化が速いという場合が想定されま  
すので、迅速さが要求されます。

そのようなことから、労働組合との協議を法律  
上の要件としてしまいますと、営業譲渡の迅速か  
つ円滑な実施を阻害することとなり、更生計画に  
よらない営業譲渡を認めた趣旨を没却することに  
もなりかねない、こういうことを考えまして、特  
に協議を義務づけるということはいたしておりま

ただ、これは義務として協議を行わなければならぬとしていいないだけでありまして、管財人が労働組合との間で協議を行うということは当然自由にできることでありますし、営業譲渡を円滑に進めるため協議をするということは十分あり得るだらうと思います。そういう点で考えておりま  
すので。

ない、こういう結論においては差異はないというところがございます。

また、会社更生法案において、更生計画によらない営業譲渡を認める制度を設けておりますが、これについても、既に先ほど来御説明しておりますとおり、厳格な手続を要求しているところであります。

けれども、社内預金について労働者から請求があつたにもかかわらず労働者に返還をされないということで、過去三年間を見ますと、平成十一年には八件、三十一年の労働者の方、平成十二年には二十件、三百八十三人の労働者の方、平成十三年には十四件、労働者百一人ということになつております。

ます。こういう厳しい経済状況の中で、倒産法制度を初め諸制度の見直しがこれからも行われていくわけですけれども、厚生労働省としては、営業譲渡の際の労働者保護あるいは労働者代表の手続関与の問題、そういうものをひっくりめて、労働者保護全般の問題について、立法措置あるいは検討会を設けるなどして、そのあり方を含めて検討す

○山内(功)委員 資料によれば、大体八割ぐらいの申し立て事件が大阪地裁か東京地裁に新受とし幾らかの部分も、地方の裁判所から移送をされて大阪か東京で審理をされるということで、本社もない、従業員もない東京地裁、大阪地裁で審理されるという事態も生じるわけですね。

更生計画によらない営業譲渡の制度を設けることによつて、使用人というか、労働者が更生会社では解雇される、そして、営業譲渡がなされた譲渡先でも雇用されないという事態も当然考えられるわけですから、そういう意味でも、組合との協議ということは大切な価値じゃないかと思うんでですがどうでしょうか。

○房村政府参考人 御質問の趣旨は、会社更生手続で営業譲渡がされる場合に、その雇用関係がどうなるのか、もとの会社を解雇されて、新しいところに雇われない、結局解雇されてしまう、こういうことがふえるのではないかという御懸念かと

そういうことから、更生計画によらない営業譲渡及び更生手続開始後の使用人の解雇は裁判所が選任した管財人が行うということ、あるいは、管財人が行う使用人の整理解雇については、判例等で確立しております通常の整理解雇の場合と同様の労働者保護のための規制が及ぶことについて、これは確立した考え方となっておりますので、更生計画によらない営業譲渡の制度を設けることによって不正に使用人の雇用が失われるといふ事態が生ずることはないと考えております。また、労働組合の意見を聞くために裁判所に義

務づけていっているということ、あるいは管財人が任意に行うということは何ら妨げられない、こういうものを総合すれば、現行の制度でも特段不都合はないだろう、こう考へておられます。

○山内(功)委員 それから、労働債権の問題については、社内預金、いわゆる預かり金、これが現行法に比べて労働者にとつてはちょっと損な規定になつてゐるわけですから、この社内預金について、都道府県の労働基準局や監督署に、企業が倒産することによってどんな苦情が来ているのかということ。それから、まだ事業所数としては

いては、裁判例、学説において見解は分かれています。

ただ、実際にこれが問題になるのは、営業譲渡に伴つて承継される雇用関係の対象から特定の使用者を排除する、そういうことが許されるかどうかが、こういうことだろうと思います。それぞれの判例、学説の見解によりまして、法的な構成はいろいろ違つてはおりますが、どの見解をとりましても、このような場合に、原則として、合理的な理由もなく特定の使用者を排除することは許され

二万五千社ぐらい全国で社内預金制度を採用しているようですが、これども、この社内預金の範囲を削減していくというような方向は考えておられるのかどうか。あるいは、社内預金については、預金額に上限を設けるなどの対策を私としては検討すべきだと考えるのですが、そういうような方向性について、厚生労働省お願いします。

○青木政府参考人　社内預金についての相談、申告については、都道府県労働局あるいは労働基準監督署にはほとんど相談、申告は来ておりません。

うことでのありますので、有用な福利厚生の手段になつてゐるという現状にもござります。  
そういうことであります、社内預金の運用等に現在大きな問題が生じているということでもございませんので、現状では社内預金額の上限を切るということは考えていないところであります。

再編を円滑に行うというためには、労働関係に十分な情報提供が行われることが必要であると提言し、企業再編に当たって、企業が講ずべき措置、配慮すべき事項等に関する指針を策定して、その周知を図ることが必要だというふうに提言をしています。

この提言を踏まえまして、厚生労働省としては、今後指針の策定に向けて、労使、それから学識経験者から成る研究会を設けて、委員御指摘

けれども、社内預金について労働者から請求が  
あつたにもかかわらず労働者に返還をされないと  
いうことで、過去三年間を見ますと、平成十一年  
には八件、三十一年の労働者の方、平成十二年に  
は二十件、三百八十三人の労働者の方、平成十三  
年には十四件、労働者百二人ということになつて  
おります。

社内預金につきまして削減の方向かどうかとい  
うことではありますけれども、社内預金につきま  
しては、これは事業主が労使協定を結んで貯蓄金管  
理をするということでありますので、なおかつ  
労働者が任意に貯蓄をするということであります  
ので、どういう方向とということは特段厚生労働省  
として考へておるわけではありません。

しかし、いろいろな状況から、委員御指摘のと  
うに、順次、労働者数あるいは貯蓄金管理の事業  
所数は年々減じてきていたところであります。

社内預金の預金額について上限を設けることに  
ついてはどうかということですが、今申し上げま  
したように、社内預金というのは、導入であります  
とか廃止でありますとかは企業の労使に委託さ  
れていますのでありますし、預金額の限度や  
や預金の保全方式、保全方法等についても、労使  
協定で定めることができます。

それから、今申し上げましたように、制度を導  
入した企業にあっても、社内預金を行ふか否かと  
いうことについては個々の労働者にゆだねられて  
いるということであります。社内預金は現在では  
労働者にとっては、一定の利率が確保されるこ  
とでありますので、有用な福利厚生の手段とな  
つておるという現状にもござります。

そういうことでありますから、社内預金の運用等  
に現在大きな問題が生じているところでござ  
いませんので、現状では社内預金額の上限を切  
ることとは考えていないところであります。

○山内(功)委員 厚生労働省にもう一点だけお  
いしますが、ILO八十号条約において労  
債権は租税債権より優位な位置づけがなされ  
ております。

ます。こういう厳しい経済状況の中で、倒産法制度を初め諸制度の見直しがこれからも行われていくわけですけれども、厚生労働省としては、営業譲渡の際の労働者保護あるいは労働者代表の手続関与の問題、そういうものをひらくため、労働者保護全般の問題について、立法措置あるいは検討会を設けるなどして、そのあり方を含めて検討する考えは今後ないんでしょうか。

○青木政府参考人 会社の分割制度が先般導入されまして、それに伴う労働契約承継法案の国会審議の際に附帯決議がございました。それを踏まえまして、委員御指摘の営業譲渡等の企業組織再編時ににおける労働契約承継に関する諸問題については、立法上の措置を含めて、学識経験者から成る研究会において調査研究をしていただいたところであります。

ことしの八月に研究会報告がまとめられまして、その報告においては、個別労働者の同意を必要とする特定承継である営業譲渡、そういう営業譲渡の法的性格からして、あるいはまた、債務超過部門の譲渡による不採算部門の整理等に活用されるという営業譲渡の経済的な意義というようなことからして、また、特定の営業に従事するというよりも会社に就職するという労働者の意識が強い我が国の雇用慣行というようなことから、そついつた際の労働契約関係の承継について法的措置を講ずることは適当ではないと指摘がなされてるところであります。

一方で、研究会の報告におきましては、企業が再編を円滑に行うためには、労働関係に十分な分配慮しつつ対応するとともに、労使間で十分な情報提供が行われることが必要であると提言し、企業再編に当たって、企業が講ずべき措置、配慮すべき事項等に関する指針を策定して、その周知を図ることが必要だというふうに提言をしているところであります。

この提言を踏まえまして、厚生労働省としましては、今後指針の策定に向けて、労使、それから学識経験者から成る研究会を設けて、委員御指摘

○山内(功委員) 未払い賃金立てかえ払い制度の  
拡充なども論点としてはあると思います。  
そういうふうに思つております。

その提言は、一年前の提言ですよね。ですから、これから来年の国会での破産法の審議まで倒産法制について法制化がどんどん進みますので、その検討することをもつと前倒しで検討をしていただきたく思います。

それでは、法務省と最高裁判所にこの処理体制の問題についてお聞きをします。

ど、更生債権者等に特に有利なものとなるような特別な事情がある場合には、二十年を超えない範囲で弁済期間を定めることができるといったしておまりまして、一律に十五年ということを押しつけているわけではございません。

したがいまして、御指摘のような事件について、十五年を超える弁済期間を定めざるを得ないような特別な事情が認められるということであれば、この新会社更生法のもとでもそのような更生計画を適法に作成するということは可能となつております。

の地裁に会社更生事件は集中している状況にございまして、今後ともまた、競合管轄が認められるということからすれば、さらにまたこれがふえてくるわけでございますが、そういう状況も踏まえまして、これまでと同様に事件急増に対する対応を考えていきたいというふうに考えております。

研修につきましても、裁判官の研修、書記官の研修、それぞれございます。司法研修所におきまして、裁判事務に対する倒産事件の処理についての研修のこまも用意してございますし、書記官研修所においてもそういう研修というものを考えております。

な役割を果たすのではないかと思われる弁護士会の方々にその内容を十分理解していただきたい。これが重要なところだと思っておりまして、弁護士会とも協力して、私どもとしてできるだけ早期に情報報を提供し、多くの弁護士の方々にそれを知つて顶いたまく、また、社会一般にこういう新しい手続ができたということを周知することも同時に重要なことであるうと思つておりますので、その努力も継続ていきたい、こういうふうに考えております。

○山内(功)委員 時間が参りました。企業倒産がふえ続けている、残業時間もなくなる、リストラで収入の首が金色える、個人破産申立てから

卷之三

○佐藤(剛)委員長代理 この際、参考人出頭要求  
二問十の件につきて(略)、ご質問。

は開する件についてお詫びいたします  
ただいま議題となつております両案審査のため、来る二十二日金曜日、参考人の出席を求めて

意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次回は、明二十一日水曜日午前八時五十分理事会、  
よつて、そのように決しました。

午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分龍會

等のいろいろな器具などの配付もしてきてはいるところでございますが、こういう施策策を今後とも続けていきたいというふうに思つております。

第一類第三号

法務委員會議錄第九号

平成十四年十一月十九日

平成十四年十二月五日印刷

平成十四年十二月六日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局